

租税特別措置等に係る政策の事前評価書

1	政策評価の対象とした政策の名称	中小企業者等が特定経営力向上設備等を取得した場合の特別償却又は法人税額等の特別控除（中小企業経営強化税制）の拡充及び延長	
2	対象税目	①: 政策評価の対象税目	(法人税:義)(国税3) (法人住民税:義(自動連動)、法人事業税:義(自動連動)(地方税3)
		②: 上記以外の税目	(所得税:外)
3	要望区分等の別	【新設・ <u>拡充</u> ・ <u>延長</u> 】 【単独・主管・ <u>共管</u> 】	
4	内容	《現行制度の概要》 中小企業等経営強化法の認定を受けた経営力向上計画に基づき、一定の設備を取得や製作等した場合に、即時償却又は取得価額の10%の税額控除(資本金 3,000 万円超の法人は 7%)が選択適用できる。 《要望の内容》 適用期限を 2 年間延長する。 中小企業の成長を後押しし、中堅企業への成長ポテンシャルが高い売上高が 100 億円を超える中小企業(100 億企業)の創出を推進するため、100 億企業を目指す中小企業に対する上乗せ措置の創設等を行う。 《関係条項》 所得税 租税特別措置法第 10 条の 5 の 3 租税特別措置法施行令第 5 条の 6 の 3 租税特別措置法施行規則第 5 条の 11 法人税 租税特別措置法第 42 条の 12 の 4、第 52 条の 2 租税特別措置法施行令第 27 条の 12 の 4、第 30 条 租税特別措置法施行規則第 20 条の 9	
5	担当部局	総務省情報流通行政局地域通信振興課デジタル経済推進室	
6	評価実施時期及び分析対象期間	評価実施時期:令和 6 年 8 月 分析対象期間:令和元年度～令和 8 年度	
7	創設年度及び改正経緯	平成 26 年度 中小企業投資促進税制の上乗せ措置を創設 (平成 29 年 3 月末までの適用期間の延長) 平成 29 年度 中小企業投資促進税制の上乗せ措置部分を改組し、 中小企業経営強化税制として新設 (適用期間は平成 31 年 3 月末まで) 令和元年度 特定経営力向上設備等の範囲の明確化及び適正化を行った上で延長 (適用期間は令和 3 年 3 月末まで)	

			令和 2 年度 新型コロナウイルス感染症緊急経済対策特定経営力向上設備等の対象にテレワーク等のために行う設備投資を追加 令和 3 年度 修正 ROA 等が一定割合以上向上するための設備投資の追加等を行った上で、延長 (適用期間は令和 5 年 3 月末まで) 令和 5 年度 2 年間の延長 (令和 7 年 3 月末までの適用期間の延長)、対象資産からコインランドリー業又は暗号資産マイニング業 (主要な事業であるものを除く) の用に供する機械装置でその管理のおおむね全部を他の者に委託するものを除外
8	適用又は延長期間		令和 7 年 4 月 1 日～令和 9 年 3 月 31 日 (2 年間)
9	必要性等	① 政策目的及びその根拠	《租税特別措置等により実現しようとする政策目的》 中小企業者等の成長及び発展が日本経済の活性化に果たす役割の重要性に鑑み、中小企業者等における生産性の高い設備や IT 化等への設備投資を促進することで、中小企業者等の経営力の向上を図る。
			《政策目的の根拠》 中小企業基本法第 26 条 (自己資本の充実) では、「国は、中小企業の自己資本の充実を図り、その経営基盤の強化に資するため、中小企業に対する投資の円滑化のための制度の整備、租税負担の適正化その他の必要な施策を講ずるものとする。」とされている。
		② 政策体系における政策目的の位置付け	令和 7 年度概算要求における政策体系図 【基本計画 (令和 5 年 3 月策定)】 V. 情報通信 (ICT 政策) 2. 情報通信技術高度利活用の推進
		③ 達成目標及びその実現による寄与	《租税特別措置等により達成しようとする目標》 我が国の生産性は国際的に見ても極めて低い水準にある。今後、就業者の減少が見込まれる日本にとって、国際競争力維持のため、中小企業の生産性向上は喫緊の課題であることから、中小企業者等の生産性を高める設備投資の活発化・加速化を促し、中小企業の経済活動の活性化を図る。 具体的には、近年の中小企業における設備投資動向を踏まえ、下記の指標を満たすことを目標とする。 労働生産性を 2020 年度比で 5% 向上
			《政策目的に対する租税特別措置等の達成目標実現による寄与》 本特例措置により、事業者は償却費用の前倒しや税負担の軽減といったメリットを享受できるため、より積極的な事業展開を行うための設備投資へのインセンティブとなる。
10	有効性等	① 適用数	○実績 特別償却 令和元年度: 17,325 件

		令和 2 年度:15,742 件 令和 3 年度:16,266 件 令和 4 年度:14,973 件 令和 5 年度:14,943 件 税額控除 令和元年度: 8,834 件 令和 2 年度: 7,337 件 令和 3 年度: 7,653 件 令和 4 年度: 7,596 件 令和 5 年度: 7,581 件 (出典)「租税特別措置の適用実態調査の結果に関する報告書」 ※令和 5 年度は出典元の数字がまだ公表されていないため見込みと同様に推定。 ○見込み 特別償却 令和 6 年度:14,913 件 令和 7 年度:14,883 件 令和 8 年度:14,853 件 税額控除 令和 6 年度: 7,566 件 令和 7 年度: 7,551 件 令和 8 年度: 7,536 件 ※独立行政法人中小企業基盤整備機構「中小企業景況調査」における全産業で設備投資を実施した事業者の割合を、令和 3 年度から令和 5 年度までの割合の伸び率から 3 年分の対前年比の平均伸び率を算出すると、前年度比の伸び率の平均は、-0.2%。今後、令和 4 年度と同様の実績を見込んで平均伸び率を掛けた。 <平均伸び率の算出(端数は四捨五入)> 令和 2 年 17.6% 令和 3 年 17.5%(前年比 -0.1%ポイント) 令和 4 年 17.1%(前年比 -0.4%ポイント) 令和 5 年 17.1%(前年比 0.0%ポイント) 平均 -0.2%ポイント ※令和 7 年度以降の拡充内容については、増減させる要素が明確でないことから、見込みの推計値には加味していない。
	②: 適用額	○実績 特別償却 令和元年度:5,685 億円 令和 2 年度:4,742 億円 令和 3 年度:4,885 億円 令和 4 年度:5,005 億円

		令和 5 年度:4,995 億円 税額控除 令和元年度:139 億円 令和 2 年度: 96 億円 令和 3 年度:115 億円 令和 4 年度:120 億円 令和 5 年度:120 億円 (出典)「租税特別措置の適用実態調査の結果に関する報告書」 ※令和 5 年度は出典元の数字がまだ公表されていないため見込みと同様に推定。 ○見込み 特別償却 令和 6 年度:4,985 億円 令和 7 年度:4,975 億円 令和 8 年度:4,965 億円 税額控除 令和 6 年度:120 億円 令和 7 年度:120 億円 令和 8 年度:120 億円 ※上記①適用数と同様に、令和 4 年度と同程度の実績を見込んで算出。
	③ 減収額	○実績 ●法人税 特別償却 令和元年度:836 億円 令和 2 年度:672 億円 令和 3 年度:799 億円 令和 4 年度:772 億円 令和 5 年度:770 億円 税額控除 令和元年度:139 億円 令和 2 年度: 96 億円 令和 3 年度:115 億円 令和 4 年度:120 億円 令和 5 年度:120 億円 (出典)「租税特別措置の適用実態調査の結果に関する報告書」を基に試算した減収額(実績集計) ※令和 5 年度は適用額の出典元の数字がまだ公表されていないため見込みと同様に推定。

		●法人住民税 特別償却 令和元年度:108 億円 令和 2 年度: 47 億円 令和 3 年度: 56 億円 令和 4 年度: 54 億円 令和 5 年度: 54 億円 税額控除 令和元年度: 18 億円 令和 2 年度: 7 億円 令和 3 年度: 8 億円 令和 4 年度: 8 億円 令和 5 年度: 8 億円 ※法人税の減収額に法人住民税率(令和元年度は 12.9%、令和 2 年度以降は 7%)をかけて算出。 ●法人事業税 特別償却 令和元年度:546 億円 令和 2 年度:453 億円 令和 3 年度:469 億円 令和 4 年度:480 億円 令和 5 年度:480 億円 ※特別償却による所得減少見込額に外形外法人のみ適用される場合の法人事業税率(6.7%、令和 2 年度以降は 7%)をかけて算出した数値に、法人事業税の減収見込額に外形外法人のみ適用される場合の地方法人特別税の税率(令和元年度は 43.2%、令和 2 年度以降は 37%)をかけて算出した数値を合計して算出。 ○見込み ●法人税 特別償却 令和 6 年度:768 億円 令和 7 年度:766 億円 令和 8 年度:764 億円 税額控除 令和 6 年度:120 億円 令和 7 年度:120 億円 令和 8 年度:120 億円 ※上記①適用数と同様に、令和 4 年度と同程度の実績を見込んで算出。 ●法人住民税 特別償却 令和 6 年度: 54 億円
--	--	---

		令和 7 年度：54 億円 令和 8 年度：54 億円 税額控除 令和 6 年度： 8 億円 令和 7 年度： 8 億円 令和 8 年度： 8 億円 ※実績と同様に算出。 ●法人事業税 特別償却 令和 6 年度：479 億円 令和 7 年度：477 億円 令和 8 年度：477 億円 ※実績と同様に算出。																																										
④	効果	《政策目的の達成状況及び達成目標の実現状況》 中小企業者等の設備投資状況等は、新型コロナウイルス感染症拡大の影響から回復期で好転の兆しもあるが、人手不足、物価高・価格転嫁が重荷になり、未だ、持ち直している状況とは言えない。また、金利のある経済やポストコロナ金融支援への対応の観点からも、生産性や経営力の向上の必要性がより一層重要となってきた、中小企業者等の積極的な設備投資・事業展開等を促すためには、引き続き支援が必要。 (単位：百万円) 中小企業の労働生産性の推移 <table><tr><th>年度</th><th>労働生産性 (百万円)</th></tr><tr><td>2003年度</td><td>5.4</td></tr><tr><td>2004年度</td><td>5.3</td></tr><tr><td>2005年度</td><td>5.2</td></tr><tr><td>2006年度</td><td>5.3</td></tr><tr><td>2007年度</td><td>5.4</td></tr><tr><td>2008年度</td><td>5.2</td></tr><tr><td>2009年度</td><td>5.3</td></tr><tr><td>2010年度</td><td>5.4</td></tr><tr><td>2011年度</td><td>5.5</td></tr><tr><td>2012年度</td><td>5.4</td></tr><tr><td>2013年度</td><td>5.5</td></tr><tr><td>2014年度</td><td>5.6</td></tr><tr><td>2015年度</td><td>5.7</td></tr><tr><td>2016年度</td><td>5.8</td></tr><tr><td>2017年度</td><td>5.7</td></tr><tr><td>2018年度</td><td>5.6</td></tr><tr><td>2019年度</td><td>5.5</td></tr><tr><td>2020年度</td><td>5.4</td></tr><tr><td>2021年度</td><td>5.20</td></tr><tr><td>2022年度</td><td>5.43</td></tr></table> (出典) 財務省「法人企業統計」より財務課集計 ※中小企業＝資本金 1 億円未満として集計 ※労働生産性＝付加価値（当期末）÷期中平均従業員数（当期末） ※付加価値（当期末）＝人件費＋支払利息等＋動産・不動産賃借料＋租税公課＋営業純益	年度	労働生産性 (百万円)	2003年度	5.4	2004年度	5.3	2005年度	5.2	2006年度	5.3	2007年度	5.4	2008年度	5.2	2009年度	5.3	2010年度	5.4	2011年度	5.5	2012年度	5.4	2013年度	5.5	2014年度	5.6	2015年度	5.7	2016年度	5.8	2017年度	5.7	2018年度	5.6	2019年度	5.5	2020年度	5.4	2021年度	5.20	2022年度	5.43
年度	労働生産性 (百万円)																																											
2003年度	5.4																																											
2004年度	5.3																																											
2005年度	5.2																																											
2006年度	5.3																																											
2007年度	5.4																																											
2008年度	5.2																																											
2009年度	5.3																																											
2010年度	5.4																																											
2011年度	5.5																																											
2012年度	5.4																																											
2013年度	5.5																																											
2014年度	5.6																																											
2015年度	5.7																																											
2016年度	5.8																																											
2017年度	5.7																																											
2018年度	5.6																																											
2019年度	5.5																																											
2020年度	5.4																																											
2021年度	5.20																																											
2022年度	5.43																																											

			《達成目標に対する租税特別措置等の直接的効果》 本特例措置により、事業者は償却費用の前倒しや税負担の軽減といったメリットを享受できるため、より積極的な事業展開を行うための設備投資へのインセンティブとなる。
		⑤ 税収減を是認する理由等	本特例措置により、事業者は償却費用の前倒しや税負担の軽減といったメリットを享受できるため、より積極的な事業展開を行うための設備投資へのインセンティブとなる。
11	相当性	① 租税特別措置等によるべき妥当性等	現行制度は、税額控除と即時償却の選択適用を可能としているが、これにより、事業者は設備投資した初年度の税負担が軽減されることによる資金繰りの改善、償却費用の前倒しによる投下資金の早期回収を図ることが可能となる。また、特例を利用するためには、中小企業等経営強化法の経営力向上計画の認定を受ける必要があり、当該計画の認定を受けるためには、国の指針に基づき経営力の向上を図るための設備投資を含む取組を行うことが必要。 加えて、本特例措置では、中小企業者等の投資を幅広く支援するため、機械装置、測定工具・検査工具、ソフトウェア、普通貨物自動車、内航船舶を取得する場合（リースも含む）に適用が可能とされている一方、取得価額要件（一定金額以上の設備投資を対象）の設定や、一部の資産について一定スペック以上のものに範囲を限定することにより、事業の高度化等に資する設備投資に照準を当てて支援を行うべく、制度設計がなされているものである。 事業者が資金繰り等の状況に合わせて、適用措置を選択できるため、補助金等の他の支援策とは違う自由度がある。
		② 他の支援措置や義務付け等との役割分担	中小企業者等が行う設備投資関連の他の税制として、中小企業投資促進税制がある。 中小企業投資促進税制は、中小企業者等の幅広い設備投資を促進するため、計画認定を必要とせず、一定の規模以上の設備投資を対象としている。また、取得価額の30%の特別償却又は7%の税額控除を選択適用（税額控除は資本金3,000万円以下の法人、個人事業主のみ）できることとされている。
		③ 地方公共団体が協力する相当性	本特例措置により中小企業者等の設備投資を促進することにより、中小企業の生産性の向上等を通じて、地域の経済の活性化に資する。

12	有識者の見解	—
13	前回の事前評価又は事後 評価の実施時期	令和 4 年 8 月

中小企業経営強化税制（減収見込額・適用件数見込みの実績推計）

1. 国税減収見込額・適用件数見込み

（１）中小企業基盤整備機構「中小企業景況調査」において、全産業で設備投資を実施した事業者の割合を令和３年度から令和５年度までの割合の伸び率から３年分の対前年比の平均伸び率を算出。

令和２年 17.6%

令和３年 17.5%（前年比 -0.1%ポイント）

令和４年 17.1%（前年比 -0.4%ポイント）

令和５年 17.1%（前年比 0.0%ポイント）平均 -0.2%ポイント

（２）（１）を踏まえ令和５年度以降については、（１）で算出した伸び率（-0.2%）を掛け、適用件数見込み及び国税減収見込額を推計。

平成 29 年度（実績）	14,143 件	619 億円（特償 550 億円、税控 69 億円）
平成 30 年度（実績）	26,469 件	1,063 億円（特償 922 億円、税控 141 億円）
令和元年度（実績）	26,159 件	975 億円（特償 836 億円、税控 139 億円）
令和 2 年度（実績）	23,079 件	768 億円（特償 672 億円、税控 96 億円）
令和 3 年度（実績）	23,919 件	914 億円（特償 799 億円、税控 115 億円）
令和 4 年度（実績）	22,569 件	892 億円（特償 772 億円、税控 120 億円）
令和 5 年度	22,524 件	890 億円（特償 770 億円、税控 120 億円）
令和 6 年度	22,479 件	888 億円（特償 768 億円、税控 120 億円）
令和 7 年度	22,434 件	886 億円（特償 766 億円、税控 120 億円）
令和 8 年度	22,389 件	884 億円（特償 764 億円、税控 120 億円）

（３）中小企業の成長を後押しし、中堅企業への成長ポテンシャルが高い売上高が 100 億円を超える中小企業（100 億企業）の創出を推進するため、100 億企業を目指す中小企業に対する上乗せ措置等による減収見込額。

精査中

2. 地方税減収見込額

(億円)

年度	平成 29	30	令和 元	2	3	4	5	6	7	8
法人住民税	80	137	126	54	64	62	62	62	62	62
(特償)	71	119	108	47	56	54	54	54	54	54
(税控)	9	18	18	7	8	8	8	8	8	8
法人事業税 (特別法人事業税を含む) ※特償のみ	325	584	546	453	469	480	480	479	477	477
拡充枠	－	－	－	－	－	－	－	－	精査中	精査中

(1) 法人住民税の減収額の試算方法

(R1 以前) 国税減収見込額 $\times 0.129$ (法人住民税率) = 法人住民税 (A)

(R2 以降) 国税減収見込額 $\times 0.07$ (法人住民税率) = 法人住民税 (A)

平成 29 年度 (実績)	80 億円 (619 億円 $\times 0.129$) (特償 71 億円、税控 9 億円)
平成 30 年度 (実績)	137 億円 (1,063 億円 $\times 0.129$) (特償 119 億円、税控 18 億円)
令和元年度 (実績)	126 億円 (975 億円 $\times 0.129$) (特償 108 億円、税控 18 億円)
令和 2 年度 (実績)	54 億円 (768 億円 $\times 0.07$) (特償 47 億円、税控 7 億円)
令和 3 年度 (実績)	64 億円 (914 億円 $\times 0.07$) (特償 56 億円、税控 8 億円)
令和 4 年度 (実績)	62 億円 (892 億円 $\times 0.07$) (特償 54 億円、税控 8 億円)
令和 5 年度	62 億円 (890 億円 $\times 0.07$) (特償 54 億円、税控 8 億円)
令和 6 年度	62 億円 (888 億円 $\times 0.07$) (特償 54 億円、税控 8 億円)
令和 7 年度	62 億円 (886 億円 $\times 0.07$) (特償 54 億円、税控 8 億円)
令和 8 年度	62 億円 (884 億円 $\times 0.07$) (特償 54 億円、税控 8 億円)

(2) 法人事業税の減収額の試算方法

(R1 以前) 特別償却による所得減少見込額 $\times 0.067$ (法人事業税率) = 法人事業税の減収見込み (B)

(R2 以降) 特別償却による所得減少見込額 $\times 0.07$ (法人事業税率) = 法人事業税の減収見込み (B)

平成 29 年度 (実績)	227 億円 (3,388 億円 $\times 1 \times 0.067$)
平成 30 年度 (実績)	408 億円 (6,083 億円 $\times 1 \times 0.067$)
令和元年度 (実績)	381 億円 (5,685 億円 $\times 1 \times 0.067$)
令和 2 年度 (実績)	331 億円 (4,742 億円 $\times 1 \times 0.07$)
令和 3 年度 (実績)	342 億円 (4,885 億円 $\times 1 \times 0.07$)
令和 4 年度 (実績)	350 億円 (5,005 億円 $\times 1 \times 0.07$)
令和 5 年度	350 億円 (4,995 億円 $\times 1 \times 0.07$)
令和 6 年度	349 億円 (4,985 億円 $\times 1 \times 0.07$)
令和 7 年度	348 億円 (4,975 億円 $\times 1 \times 0.07$)

令和 8 年度 348 億円 (4,965 億円 $\times$ 1 $\times$ 0.07)

(R1 以前) 法人事業税の減収見込額 $\times$ 0.432 (地方法人特別税率) = 地方法人特別税の減収見込額 (C)

(R2 以降) 法人事業税の減収見込額 $\times$ 0.37 (特別法人事業税率) = 特別法人事業税の減収見込額 (C)

平成 29 年度 (実績)	98 億円	(227 億円 $\times$ 0.432)
平成 30 年度 (実績)	176 億円	(408 億円 $\times$ 0.432)
令和元年度 (実績)	165 億円	(381 億円 $\times$ 0.432)
令和 2 年度 (実績)	122 億円	(331 億円 $\times$ 0.37)
令和 3 年度 (実績)	127 億円	(342 億円 $\times$ 0.37)
令和 4 年度 (実績)	130 億円	(350 億円 $\times$ 0.37)
令和 5 年度	130 億円	(350 億円 $\times$ 0.37)
令和 6 年度	130 億円	(349 億円 $\times$ 0.37)
令和 7 年度	129 億円	(348 億円 $\times$ 0.37)
令和 8 年度	129 億円	(348 億円 $\times$ 0.37)

(A) 法人住民税 + (B) 法人事業税 + (C) 地方法人特別税・特別法人事業税 = 地方税減収見込額

(注) (2) の税率はいずれも外形外法人のみ適用される場合の税率

(3) 中小企業の成長を後押しし、中堅企業への成長ポテンシャルが高い売上高が 100 億円を超える中小企業 (100 億企業) の創出を推進するため、100 億企業を目指す中小企業に対する上乗せ措置等による減収見込額。

精査中

以上

租税特別措置等に係る政策の事前評価書

1	政策評価の対象とした政策の名称		中小企業者等が機械等を取得した場合の特別償却又は法人税額等の特別控除（中小企業投資促進税制）の延長
2	対象税目	① 政策評価の対象税目	（法人税：義）（国税4） （法人住民税：義（自動連動）、法人事業税：義（自動連動）（地方税4）
		② 上記以外の税目	（所得税：外）
3	要望区分等の別		【新設・拡充・ 延長 】 【単独・主管・ 共管 】
4	内容		《現行制度の概要》 一定の機械装置等の対象設備を取得や製作等した場合に、取得価額の30%の特別償却又は7%の税額控除が選択適用（税額控除は資本金3,000万円以下の法人、個人事業主のみ）できるもの。
			《要望の内容》 適用期限を2年間延長する。
			《関係条項》 所得税 租税特別措置法第10条の3 租税特別措置法施行令第5条の5 租税特別措置法施行規則第5条の8 法人税 租税特別措置法第42条の6、第52条の2 租税特別措置法施行令第27条の6、第30条 租税特別措置法施行規則第20条の3
5	担当部局		総務省情報流通行政局地域通信振興課デジタル経済推進室
6	評価実施時期及び分析対象期間		評価実施時期：令和6年8月 分析対象期間：令和元年度～令和8年度
7	創設年度及び改正経緯		平成10年度 「総合経済対策」（平成10年4月）に伴う措置として創設 平成11年度 1年間の延長及び対象設備等の拡充（普通貨物自動車：車両総重量8ト以上→3.5ト以上） 平成12年度 1年間の延長（平成13年5月末までの適用期間の延長） 平成13年度 10ヶ月の延長（平成14年3月末までの適用期間の延長） 平成14年度 2年間の延長（平成16年3月末までの適用期間の延長）、対象設備（機械・装置）の取得価額の引き下げ 平成16年度 2年間の延長（平成18年3月末までの適用期間の延長）、対象設備（器具・備品）の取得価額の引き上げ 平成18年度 2年間の延長（平成20年3月末までの適用期間の延長）、一定のソフトウェアの追加、器具・備品の見

			直し（デジタル複合機の追加） 平成 20 年度 2 年間の延長（平成 22 年 3 月末までの適用期間の延長） 平成 22 年度 2 年間の延長（平成 24 年 3 月末までの適用期間の延長） 平成 24 年度 2 年間の延長（平成 26 年 3 月末までの適用期間の延長）、器具・備品及び工具の見直し（試験又は測定機器、測定工具及び検査工具の追加） 平成 26 年度 3 年間の延長（平成 29 年 3 月末までの適用期間の延長、上乗せ措置部分の即時償却及び税額控除の拡充） 平成 29 年度 上乗せ措置部分を改組・新設の上、2 年間の延長（平成 31 年 3 月末までの適用期間の延長） 令和元年度 2 年間の延長 （令和 3 年 3 月末までの適用期間の延長） 令和 3 年度 2 年間の延長（令和 5 年 3 月末までの適用期間の延長）、対象法人に商店街振興組合を追加、指定事業に不動産業等を追加、対象資産から匿名組合契約等の目的である事業の用に供するものを除外。 令和 5 年度 2 年間の延長（令和 7 年 3 月末までの適用期間の延長）、対象資産からコインランドリー業（主要な事業であるものを除く）の用に供する機械装置でその管理のおおむね全部を他の者に委託するものを除外。
8	適用又は延長期間		令和 7 年 4 月 1 日～令和 9 年 3 月 31 日（2 年間）
9	必要性等	① 政策目的及びその根拠	《租税特別措置等により実現しようとする政策目的》 中小企業者等は地域の経済や雇用を支え、我が国経済全体を発展させる重要な役割を担っている。成長の底上げに向けて中小企業者等の設備投資を促進する。 《政策目的の根拠》 中小企業基本法第 26 条（自己資本の充実）では、「国は、中小企業の自己資本の充実を図り、その経営基盤の強化に資するため、中小企業に対する投資の円滑化のための制度の整備、租税負担の適正化その他の必要な施策を講ずるものとする。」とされている。
		② 政策体系における政策目的の位置付け	令和 7 年度概算要求における政策体系図 【基本計画（令和 5 年 3 月策定）】 V. 情報通信（ICT 政策） 2. 情報通信技術高度利活用の推進

		③ 達成目標及びその実現による寄与	《租税特別措置等により達成しようとする目標》 中小企業者等の生産性を高める設備投資の活発化・加速化を促し、中小企業者等の経済活動の活性化を図る。 本税制措置の延長後の期限である令和 8 年度末を目途に、達成された状態が継続していることを目標とする。 具体的には、近年の中小企業者等における設備投資動向を踏まえ、下記の①②③の指標を全て満たすことを目標とする。 ①設備投資対キャッシュフロー比率の向上 80%程度の水準まで改善させ、当該水準を維持する。 ②設備投資実施企業割合の向上 30%以上の水準を維持する。 ③生産・営業用設備 DI 設備の「過剰」と「不足」が拮抗している水準として、DI が ±5 ポイント程度の水準を維持する。 《政策目的に対する租税特別措置等の達成目標実現による寄与》 本特例措置により、事業者は償却費用の前倒しや税負担の軽減といったメリットを享受できるため、より積極的な事業展開を行うための設備投資へのインセンティブとなる。
10	有効性等	① 適用数	○実績 特別償却 令和元年度:25,591 件 令和 2 年度:22,894 件 令和 3 年度:23,201 件 令和 4 年度:21,339 件 令和 5 年度:21,296 件 税額控除 令和元年度:28,339 件 令和 2 年度:26,166 件 令和 3 年度:28,656 件 令和 4 年度:29,254 件 令和 5 年度:29,196 件 (出典)「租税特別措置の適用実態調査の結果に関する報告書」 ※令和5年度は出典元の数字がまだ公表されていないため見込みと同様に推定。 ○見込み 特別償却 令和 6 年度:21,253 件 令和 7 年度:21,210 件 令和 8 年度:21,168 件 税額控除 令和 6 年度:29,138 件 令和 7 年度:29,080 件

		令和 8 年度:29,022 件 ※独立行政法人中小企業基盤整備機構「中小企業景況調査」における全産業で設備投資を実施した事業者の割合を、令和 3 年度から令和 5 年度までの割合の伸び率から 3 年分の対前年比の平均伸び率を算出すると、前年度比の伸び率の平均は、-0.2%。今後、令和 4 年度と同様の実績を見込んで平均伸び率を掛けた。 <平均伸び率の算出(端数は四捨五入)> 令和 2 年 17.6% 令和 3 年 17.5%(前年比 -0.1%ポイント) 令和 4 年 17.1%(前年比 -0.4%ポイント) 令和 5 年 17.1%(前年比 0.0%ポイント) 平均 -0.2%ポイント
	② 適用額	○実績 特別償却 令和元年度:2,338 億円 令和 2 年度:1,999 億円 令和 3 年度:1,934 億円 令和 4 年度:1,814 億円 令和 5 年度:1,810 億円 税額控除 令和元年度:183 億円 令和 2 年度:163 億円 令和 3 年度:186 億円 令和 4 年度:189 億円 令和 5 年度:189 億円 (出典)「租税特別措置の適用実態調査の結果に関する報告書」 ※令和 5 年度は出典元の数字がまだ公表されていないため見込みと同様に推定。 ○見込み 特別償却 令和 6 年度:1,806 億円 令和 7 年度:1,802 億円 令和 8 年度:1,798 億円 税額控除 令和 6 年度:189 億円 令和 7 年度:189 億円 令和 8 年度:189 億円 ※上記①適用数と同様に、令和 4 年度と同程度の実績を見込んで算出。

	③ 減収額	○実績 ●法人税 特別償却 令和元年度:367 億円 令和 2 年度:300 億円 令和 3 年度:315 億円 令和 4 年度:274 億円 令和 5 年度:273 億円 税額控除 令和元年度:183 億円 令和 2 年度:163 億円 令和 3 年度:186 億円 令和 4 年度:189 億円 令和 5 年度:189 億円 (出典)「租税特別措置の適用実態調査の結果に関する報告書」を基 に試算した減収額(実績集計) ※令和 5 年度は適用額の出典元の数字がまだ公表されていないため 見込みと同様に推定。 ●法人住民税 特別償却 令和元年度:47 億円 令和 2 年度:21 億円 令和 3 年度:22 億円 令和 4 年度:19 億円 令和 5 年度:19 億円 税額控除 令和元年度:24 億円 令和 2 年度:11 億円 令和 3 年度:13 億円 令和 4 年度:13 億円 令和 5 年度:13 億円 ※法人税の減収額に法人住民税率(令和元年度は 12.9%、令和 2 年 度以降は 7%)をかけて算出。 ●法人事業税 特別償却 令和元年度:67 億円 令和 2 年度:58 億円 令和 3 年度:56 億円 令和 4 年度:52 億円 令和 5 年度:52 億円 ※特別償却による所得減少見込額に外形外法人のみ適用される場合 の法人事業税率(6.7%、令和 2 年度以降は 7%)をかけて算出した数
--	-------	---

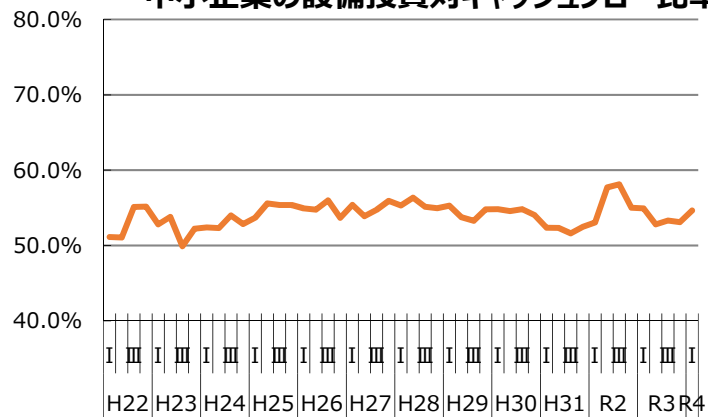
		値に、法人事業税の減収見込額に外形外法人のみ適用される場合の 地方法人特別税の税率(令和元年度は 43.2%、令和 2 年度以降は 37%)をかけて算出した数値を合計して算出。 ○見込み ●法人税 特別償却 令和 6 年度:272 億円 令和 7 年度:271 億円 令和 8 年度:270 億円 税額控除 令和 6 年度:189 億円 令和 7 年度:189 億円 令和 8 年度:189 億円 ※上記①適用数と同様に、令和 4 年度と同程度の実績を見込んで算 出。 ●法人住民税 特別償却 令和 6 年度:19 億円 令和 7 年度:19 億円 令和 8 年度:19 億円 税額控除 令和 6 年度:13 億円 令和 7 年度:13 億円 令和 8 年度:13 億円 ※実績と同様に算出。 ●法人事業性 特別償却 令和 6 年度:52 億円 令和 7 年度:52 億円 令和 8 年度:52 億円 ※実績と同様に算出
--	--	--

④ 効果

《政策目的の達成状況及び達成目標の実現状況》

中小企業者等の設備投資状況等は、新型コロナウイルス感染症拡大の影響から回復期で好転の兆しもあるが、人手不足、物価高・価格転嫁が重荷になり、未だ、持ち直している状況とは言えない。また、金利のある経済やポストコロナ金融支援への対応の観点からも、生産性や経営力の向上の必要性がより一層重要となってきた、中小企業者等の積極的な設備投資・事業展開等を促すためには、引き続き支援が必要。

中小企業の設備投資対キャッシュフロー比率

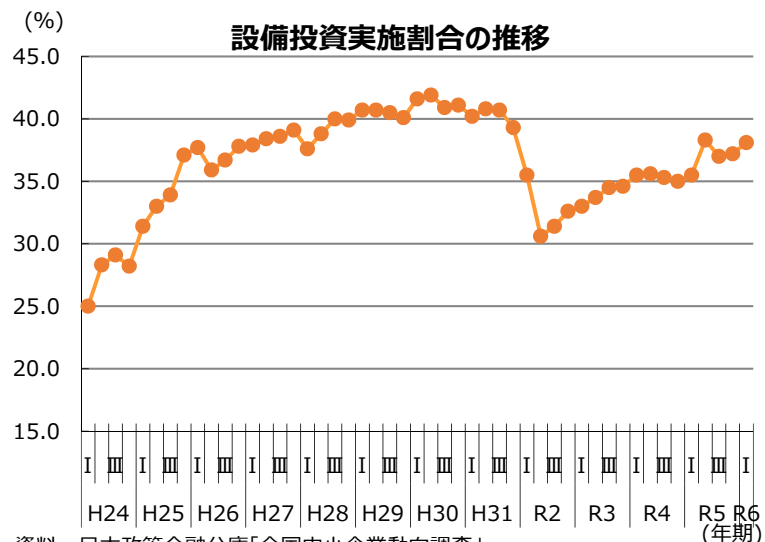


資料：財務省「法人企業統計調査季報」

(年次)

(注) ここでいう中小企業とは、資本金1千万円以上1億円未満の企業とする。

設備投資実施割合の推移



資料：日本政策金融公庫「全国中小企業動向調査」

(年次)

			(DI,ポイント) 生産・営業用設備DIの推移 資料：日本銀行「全国企業短期経済観測調査」 (注)1.ここでいう中小企業とは、資本金2,000万円以上1億円未満の企業とする。 (注)2.生産・営業用設備DIは、今期の生産・営業用設備について「過剰」と答えた企業の割合 《達成目標に対する租税特別措置等の直接的効果》 本特例措置により、事業者は償却費用の前倒しや税負担の軽減といったメリットを享受できるため、より積極的な事業展開を行うための設備投資へのインセンティブとなる。
		⑤ 税收減を是認する理由等	本特例措置により、事業者は償却費用の前倒しや税負担の軽減といったメリットを享受できるため、より積極的な事業展開を行うための設備投資へのインセンティブとなる。
11	相当性	① 租税特別措置等によるべき妥当性等 ② 他の支援措置や義務付け等との役割分担	現行制度は、税額控除と特別償却の選択適用を可能としているが、これにより、事業者は設備投資した初年度の税負担軽減による資金繰りの改善、償却費用の前倒しによる投下資金の早期回収を図ることが可能となる。これらの施策は企業の資金繰りにメリットを生じさせる効果があるため、事業者にとって投資へのインセンティブとなる。 加えて、本特例措置では、中小企業者等の投資を幅広く支援するため、機械装置、測定工具・検査工具、ソフトウェア、普通貨物自動車、内航船舶を取得する場合（リースも含む）に適用が可能とされている一方、取得価額要件（一定金額以上の設備投資を対象）の設定や、一部の資産について一定スペック以上のものに範囲を限定することにより、事業の高度化等に資する設備投資に照準を当てて支援を行うべく、制度設計がなされているものである。 事業者が資金繰り等の状況に合わせて、適用措置を選択できるため、補助金等の他の支援策とは違う自由度がある。 中小企業者等が行う設備投資関連の他の税制としては、中小企業経営強化税制があり、中小企業等経営強化法における「経営力向上計画」の認定を受け、生産性の高い設備等を導入した場合に、より効果の高い税制措置（即時償却又は取得価格の10%の税額控除（資本金3,000万円超1億円以下の法人は7%））を利用できる税制となっている。

		③ 地方公共団体が協力する相当性	本特例措置により中小企業者等の設備投資を促進することにより、中小企業の生産性の向上等を通じて、地域の経済の活性化に資する。
12	有識者の見解		—
13	前回の事前評価又は事後評価の実施時期		令和4年8月

中小企業投資促進税制（減収見込額・適用件数見込みの実績推計）

1. 国税減収見込額・適用件数見込み

（１）中小企業基盤整備機構「中小企業景況調査」において、全産業で設備投資を実施した事業者の割合を令和３年度から令和５年度までの割合の伸び率から３年分の対前年比の平均伸び率を算出。

令和２年 17.6%

令和３年 17.5%（前年比 -0.1%ポイント）

令和４年 17.1%（前年比 -0.4%ポイント）

令和５年 17.1%（前年比 0.0%ポイント）平均 -0.2%ポイント

（２）（１）を踏まえ令和５年度以降については、（１）で算出した伸び率（-0.2%）を掛け、適用件数見込み及び国税減収見込額を推計。

平成 29 年度（実績）	67,035 件	883 億円（特償 653 億円、税控 230 億円）
平成 30 年度（実績）	54,634 件	573 億円（特償 387 億円、税控 186 億円）
令和元年度（実績）	53,930 件	550 億円（特償 367 億円、税控 183 億円）
令和 2 年度（実績）	49,060 件	463 億円（特償 300 億円、税控 163 億円）
令和 3 年度（実績）	51,857 件	501 億円（特償 315 億円、税控 186 億円）
令和 4 年度（実績）	50,593 件	463 億円（特償 274 億円、税控 189 億円）
令和 5 年度	50,492 件	462 億円（特償 273 億円、税控 189 億円）
令和 6 年度	50,391 件	461 億円（特償 272 億円、税控 189 億円）
令和 7 年度	50,290 件	460 億円（特償 271 億円、税控 189 億円）
令和 8 年度	50,190 件	459 億円（特償 270 億円、税控 189 億円）

2. 地方税減収見込額

（億円）

年度	平成 29	30	令和 元	2	3	4	5	6	7	8
法人住民税	114	74	71	32	35	32	32	32	32	32
（特償）	84	50	47	21	22	19	19	19	19	19
（税控）	30	24	24	11	13	13	13	13	13	13
法人事業税 （特別法人事業税を含む） ※特償のみ	120	69	67	58	56	52	52	52	52	52

(1) 法人住民税の減収額の試算方法

(R1 以前) 国税減収見込額 $\times 0.129$ (法人住民税率) = 法人住民税 (A)

(R2 以降) 国税減収見込額 $\times 0.07$ (法人住民税率) = 法人住民税 (A)

平成 29 年度 (実績)	114 億円	(883 億円 $\times 0.129$)	(特償 84 億円、税控 30 億円)
平成 30 年度 (実績)	74 億円	(573 億円 $\times 0.129$)	(特償 50 億円、税控 24 億円)
令和元年度 (実績)	71 億円	(550 億円 $\times 0.129$)	(特償 47 億円、税控 24 億円)
令和 2 年度 (実績)	32 億円	(463 億円 $\times 0.07$)	(特償 21 億円、税控 11 億円)
令和 3 年度 (実績)	35 億円	(501 億円 $\times 0.07$)	(特償 22 億円、税控 13 億円)
令和 4 年度 (実績)	32 億円	(463 億円 $\times 0.07$)	(特償 19 億円、税控 13 億円)
令和 5 年度	32 億円	(462 億円 $\times 0.07$)	(特償 19 億円、税控 13 億円)
令和 6 年度	32 億円	(461 億円 $\times 0.07$)	(特償 19 億円、税控 13 億円)
令和 7 年度	32 億円	(460 億円 $\times 0.07$)	(特償 19 億円、税控 13 億円)
令和 8 年度	32 億円	(459 億円 $\times 0.07$)	(特償 19 億円、税控 13 億円)

(2) 法人事業税の減収額の試算方法

(R1 以前) 特別償却による所得減少見込額 $\times 0.067$ (法人事業税率) = 法人事業税の減収見込み (B)

(R2 以降) 特別償却による所得減少見込額 $\times 0.07$ (法人事業税率) = 法人事業税の減収見込み (B)

平成 29 年度 (実績)	84 億円	(4,194 億円 $\times 0.3 \times 0.067$)
平成 30 年度 (実績)	48 億円	(2,408 億円 $\times 0.3 \times 0.067$)
令和元年度 (実績)	47 億円	(2,338 億円 $\times 0.3 \times 0.067$)
令和 2 年度 (実績)	42 億円	(1,999 億円 $\times 0.3 \times 0.07$)
令和 3 年度 (実績)	41 億円	(1,934 億円 $\times 0.3 \times 0.07$)
令和 4 年度 (実績)	38 億円	(1,814 億円 $\times 0.3 \times 0.07$)
令和 5 年度	38 億円	(1,810 億円 $\times 0.3 \times 0.07$)
令和 6 年度	38 億円	(1,806 億円 $\times 0.3 \times 0.07$)
令和 7 年度	38 億円	(1,802 億円 $\times 0.3 \times 0.07$)
令和 8 年度	38 億円	(1,798 億円 $\times 0.3 \times 0.07$)

(R1 以前) 法人事業税の減収見込額 $\times 0.432$ (地方法人特別税率) = 地方法人特別税の減収見込額 (C)

(R2 以降) 法人事業税の減収見込額 $\times 0.37$ (特別法人事業税率) = 特別法人事業税の減収見込額 (C)

平成 29 年度 (実績)	36 億円	(84 億円 $\times 0.432$)
平成 30 年度 (実績)	21 億円	(48 億円 $\times 0.432$)
令和元年度 (実績)	20 億円	(47 億円 $\times 0.432$)
令和 2 年度 (実績)	16 億円	(42 億円 $\times 0.37$)
令和 3 年度 (実績)	15 億円	(41 億円 $\times 0.37$)
令和 4 年度 (実績)	14 億円	(38 億円 $\times 0.37$)
令和 5 年度	14 億円	(38 億円 $\times 0.37$)
令和 6 年度	14 億円	(38 億円 $\times 0.37$)

令和 7 年度	14 億円	(38 億円 × 0.37)
令和 8 年度	14 億円	(38 億円 × 0.37)

(A) 法人住民税 + (B) 法人事業税 + (C) 地方法人特別税・特別法人事業税 = 地方税減収見込額

(注) (2) の税率はいずれも外形外法人のみ適用される場合の税率

以上

租税特別措置等に係る政策の事前評価書

1	政策評価の対象とした政策の名称		沖縄の情報通信産業振興地域・特別地区における課税の特例措置の延長等
2	対象税目	① 政策評価の対象税目	(法人税:義)(国税5) (法人住民税、法人事業税:義)(自動連動)(地方税5)
		② 上記以外の税目	(事業所税:外)
3	要望区分等の別		【新設・拡充・ <u>延長</u> 】 【単独・主管・ <u>共管</u> 】
4	内容		《現行制度の概要》 1. 国税 (情報通信産業振興地域) (1) 投資税額控除(法人税) ア 対象地域内において情報通信業務用設備を新・増設した青色申告法人は、当該設備の取得価額に次の割合を乗じた金額を法人税額から控除 ・建物及び建物附属設備等の取得価額の合計額が1,000万円を超えるもの:8% ・機械・装置、特定の器具・備品の取得価額の合計額が100万円を超えるもの:15% イ 法人税額の20%が上限額(繰越4年)、取得価額の上限額20億円 ウ 建物附属設備は建物本体と同時に取得する場合に限定 (情報通信産業特別地区) (2) 所得控除(法人税) ア 情報通信産業特別地区内で営む特定情報通信事業から得られた法人所得について、40%に相当する金額を損金の額に算入(事業認定法人で、法人設立後10年間) ※(1)との選択制。 2. 地方税 (情報通信産業振興地域・情報通信産業特別地区) (1) 法人住民税及び事業税 ア 上記の法人税負担の軽減と同様の効果を適用する。 (自動連動) (2) 事業所税 ア 那覇市内において1,000万円を超える情報通信業務に供する機械等及び1億円を超える建物等を新・増設した法人は、当該事業に係る事業所税のうち資産割の課税標準の対象床面積のうち、1/2に相当する面積を5年間控除 《要望の内容》 沖縄振興特別措置法(平成14年法律第14号)の規定に基づく情報通信産業振興地域及び情報通信産業特別地区における課税の特例について、措置内容を以下のとおり変更の上、適用期限(令和7年3月31日)を2年間延長し、令和9年3月31日までとする。

		【その他】 適正化を図るため措置実施計画の期間等について所要の整備を行う。
		《関係条項》 ・沖縄振興特別措置法 第 31 条、第 32 条 ・租税特別措置法 第 42 条の 9、第 60 条 ・租税特別措置施行令 第 27 条の 9、第 36 条 ・租税特別措置法施行規則 第 20 条の 4、第 21 条の 17 の 2 ・地方税法 第 23 条第 1 項第 3 号、第 292 条第 1 項第 3 号、附則第 33 条 ・地方税法施行令 附則第 16 条の 2 の 8
5	担当部局	総務省情報流通行政局地域通信振興課沖縄情報通信振興室
6	評価実施時期及び分析対象期間	評価実施時期: 令和6年8月 分析対象期間: 平成 30 年度～令和8年度
7	創設年度及び改正経緯	平成10年度 ・情報通信産業振興地域の創設 平成14年度 ・5年間延長 ・情報通信産業特別地区の創設 平成19年度 ・5年間延長 ・情報通信産業特別地区における認定法人の所得控除等の延長及び拡充 (常時従業員数要件 20 名以上を 10 名以上へ緩和) 平成24年度 ・5年間延長 ・情報通信産業特別地区の対象地区にうるま地区(うるま市)を追加。 ・特定情報通信事業にバックアップセンター、セキュリティデータセンターを追加 等 平成26年度 ・地域、地区指定及び事業認定に係る権限の県知事への移譲 ・事業認定に係る常時従業員数要件の緩和(10 人→5人) ・特定情報通信事業に情報通信機器相互接続検証事業を追加 ・投資税額控除の下限取得価額の引き下げ (機械・装置、特定の器具・備品 1,000 万円超→100 万円超) 平成29年度 ・2年間延長 平成31年度 ・2年間延長 令和3年度 ・1年間延長 令和4年度 ・3年間延長 ・情報通信産業振興地域における対象事業から情報記録物製造業ほかを廃止 ・情報通信産業特別地区における対象事業として情報システム開発

			業ほかを追加し、インターネット・サービス・プロバイダ及びインターネット・エクスチェンジは廃止 ・課税の特例に係る県知事認定及び主務大臣の確認を導入
8	適用又は延長期間		2年間(令和7年度～8年度)
9	必要性等	① 政策目的及びその根拠	《租税特別措置等により実現しようとする政策目的》 沖縄の情報通信関連産業は、日本本土との遠隔性やアジアとの近接性などの沖縄の特性を最大限に活かすことで、観光リゾート産業に次ぐリーディング産業として今後も成長が期待される分野である。 本特例措置により県内情報通信関連産業の集積と新たな情報通信技術の導入に向けた投資を活発化することで、沖縄における情報通信関連産業の高付加価値化や生産性の向上を図り、もって沖縄における自立型経済の構築を目指す。 《政策目的の根拠》 ○経済財政運営と改革の基本方針2024について(令和6年6月21日閣議決定)(沖縄振興に係る部分の抜粋) 強い沖縄経済の実現に向けた観光の質向上や脱炭素化、沖縄科学技術大学院大学の起業支援等の産業振興、北部・離島等の定住環境整備、普天間返還も見据えた基地跡地の先行取得と那覇空港等との一体的な利用、教育・医療・福祉が融合したこどもの貧困対策・Well-being 拠点設置に向けた取組、平和学習の充実等の沖縄振興策を国家戦略として総合的に推進する。 ○沖縄の振興について(令和5年11月13日沖縄振興審議会)(情報通信産業に係る部分の抜粋) 情報通信関連企業の企業数については、情報通信インフラの整備・拡充や税制特例による企業誘致により、堅調に企業集積が進んでいるが、今後、商品・サービスの高付加価値化や人材の高度化など、稼ぐ力の向上に向けた施策の展開の強化が必要である。 〈参考〉 ○沖縄振興特別措置法(平成14年法律第14号) (目的) 第一条 この法律は、沖縄の置かれた特殊な諸事情に鑑み、沖縄振興基本方針を策定し、及びこれに基づき策定された沖縄振興計画に基づく事業を推進する等特別の措置を講ずることにより、沖縄の自主性を尊重しつつその総合的かつ計画的な振興を図り、もって沖縄の自立的発展に資するとともに、沖縄の豊かな住民生活の実現に寄与することを目的とする。 (定義) 第三条 この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。 六 情報通信産業 情報記録物(新聞、書籍等の印刷物を除く。)の製造業、電気通信業、映画、放送番組その他映像又は音声その他の音響により構成される作品であって録画され、又は録音されるものの制作の事業、放送業(有線放送業を含む。)、ソフトウェア業、情報処理・提供サービス業及びインターネット付随サービス業(インターネ

		ットを利用した通信又は情報の処理若しくは提供に関する事業活動であって政令で定めるものを行う業種をいう。)をいう。 七 特定情報通信事業 情報通信産業に属する事業のうち、情報の電磁的流通(符号、音響、影像その他の情報の電磁的方式による発信、伝送又は受信をいう。)の円滑化に資する事業、情報処理の高度化を支援する事業その他の企業等の経営の能率及び生産性の向上を図る事業であって、その事業を実施する企業の立地を図ることが情報通信産業の集積を特に促進するものとして政令で定めるものをいう。 八 情報通信技術利用事業 情報通信産業以外の業種に属する事業者が情報通信の技術を利用する方法により商品又は役務に関する情報の提供を行う事業その他の政令で定める事業をいう。 (情報通信産業振興計画の作成等) 第二十八条 沖縄県知事は、情報通信産業の振興を図るための計画(以下「情報通信産業振興計画」という。)を定めることができる。 2 情報通信産業振興計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。 一 略 二 情報通信産業の振興を図るため必要とされる政令で定める要件を備えている地域の区域 三 前号の区域内において特定情報通信事業を実施する企業を促進するため必要とされる政令で定める要件を備えている地区を定める場合にあつては、その区域 3～8項 (略) (情報通信産業特別地区における事業の認定) 第三十条 提出情報通信産業振興計画に定められた情報通信産業特別地区の区域において設立され、当該区域内において特定情報通信事業を営む法人は、当該区域内に本店又は主たる事務所を有するものであること、常時使用する従業員の数が政令で定める数以上であることその他政令で定める要件に該当する旨の沖縄県知事の認定を受けることができる。 2～4項 (略) (課税の特例) 第三十一条 提出情報通信産業振興計画に定められた情報通信産業振興地域の区域内において情報通信産業又は情報通信技術利用事業の用に供する設備を新設し、又は増設した法人が、当該新設又は増設に伴い新たに機械及び装置、器具及び備品、建物及びその附属設備並びに構築物を取得し、又は製作し、若しくは建設した場合には、租税特別措置法で定めるところにより、課税の特例の適用があるものとする。 2 前条第一項の認定を受けた法人の特定情報通信事業に係る所得については、租税特別措置法で定めるところにより、課税の特例の適用があるものとする。 ○ 沖縄振興基本方針(令和4年5月10日 内閣総理大臣決定) Ⅱ 沖縄の振興の意義及び方向
--	--	---

		2 沖縄振興の方向 (1) 沖縄の優位性を生かした民間主導の自立型経済の発展 沖縄を取り巻く社会経済環境を踏まえ、温暖化による地球規模の気候変動や社会のデジタル化の進展といった時代潮流を的確に捉えて不利性克服の好機とし、グリーン社会への移行やデジタルトランスフォーメーションを迅速かつ強力に推進することで、持続可能な形で各分野の沖縄振興の一層の深化を図る必要がある。 Ⅲ 沖縄の振興に関する基本的な事項 1 観光、情報通信産業、農林水産業その他の産業の振興に関する基本的な事項 (2) 情報通信関連産業 情報通信関連産業は、地理的不利性による影響が比較的小さく、大規模災害等のリスク分散の観点からも、沖縄が優位性を発揮し得る産業分野である。その振興を通じて様々な産業の生産性向上や沖縄全体のデジタル化の進展に貢献し得ることから、時代の潮流を踏まえた高度化・多様化を進めることが求められている。 このため、今後の成長可能性が見込める業種の重点的強化を図るとともに、高付加価値の商品・サービスの開発、金融を含む他産業との更なる連携強化、ICT 人材の育成等を促進する。また、デジタル技術の活用推進に向けた情報通信関連事業者への支援を通じ、情報通信関連産業はもとより、広く県内産業における DX の推進や AI、IoT、ビッグデータ等の活用促進を図る。 (4) 税制上の特例措置 沖縄振興特別措置法においては、特区・地域制度に沖縄県知事による認定や主務大臣による確認の制度等が導入され、企業の付加価値の増加等を促すとともに、税制の適切な効果把握を可能とする制度改正が行われた。 今後とも民間事業者等の自主的取組を後押しし、沖縄の経済発展や不利性の解消に向けて一層の効果が発現するよう、税制の具体的な活用状況や成果等を適切に把握するとともに、その結果に応じて必要な検討や見直しを図る。(以下略)
	② 政策体系における政策目的の位置付け	令和7年度概算要求における政策体系図 【基本計画(令和5年3月策定)】 V. 情報通信(ICT 政策) 2. 情報通信技術高度利活用の推進
	③ 達成目標及びその実現による寄与	《租税特別措置等により達成しようとする目標》 1 達成目標 ・県内に立地した情報通信関連企業の増加 ・情報通信関連企業の労働生産性向上 2 測定指標(令和8年度末まで) ・税制を活用した新規立地企業の数 2社/年 ・税制を活用した企業の労働生産性上昇率 1.2%/年

			《政策目的に対する租税特別措置等の達成目標実現による寄与》 本制度を通じて、沖縄県内への情報通信関連企業の立地を促進するとともに、当該進出企業の事業活動や設備投資を後押しすることで、沖縄県内における情報通信産業の集積を促進しその高度化に寄与する。 また、更なる情報通信関連産業の集積により、社会基盤としての情報通信技術の活用を通じて、観光産業をはじめとする他の産業への波及効果、ひいては沖縄県の産業振興に寄与することが期待できる。																																																		
10	有効性等	① 適用数	1 過去5年間の適用数 (単位:件) <table><tr><td></td><td>令和元年度</td><td>令和2年度</td><td>令和3年度</td><td>令和4年度</td><td>令和5年度</td></tr><tr><td>所得控除</td><td>2</td><td>1</td><td>1</td><td>1</td><td>1</td></tr><tr><td>投資税額控除</td><td>19</td><td>19</td><td>13</td><td>8</td><td>23</td></tr><tr><td>法人住民税</td><td>21</td><td>20</td><td>14</td><td>9</td><td>24</td></tr><tr><td>事業税</td><td>21</td><td>20</td><td>14</td><td>9</td><td>24</td></tr></table> ※所得控除及び投資税額控除について、令和元年度から令和4年度は「租税特別措置の適用実態調査の結果に関する報告書」(財務省)、令和5年度は沖縄県調べ。 ※法人住民税は所得控除件数及び投資税額控除件数を合計した推計値。 ※地方税については別紙1のとおり。 2 今後の適用数の見込み 令和6年度以降の見込みについては、令和元年度から令和5年度までの平均とした。 (単位:件) <table><tr><td></td><td>令和6年度</td><td>令和7年度</td><td>令和8年度</td></tr><tr><td>所得控除</td><td>1</td><td>1</td><td>1</td></tr><tr><td>投資税額控除</td><td>16</td><td>16</td><td>16</td></tr><tr><td>法人住民税</td><td>17</td><td>17</td><td>17</td></tr><tr><td>事業税</td><td>17</td><td>17</td><td>17</td></tr></table>		令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	所得控除	2	1	1	1	1	投資税額控除	19	19	13	8	23	法人住民税	21	20	14	9	24	事業税	21	20	14	9	24		令和6年度	令和7年度	令和8年度	所得控除	1	1	1	投資税額控除	16	16	16	法人住民税	17	17	17	事業税	17	17	17
	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度																																																
所得控除	2	1	1	1	1																																																
投資税額控除	19	19	13	8	23																																																
法人住民税	21	20	14	9	24																																																
事業税	21	20	14	9	24																																																
	令和6年度	令和7年度	令和8年度																																																		
所得控除	1	1	1																																																		
投資税額控除	16	16	16																																																		
法人住民税	17	17	17																																																		
事業税	17	17	17																																																		
		② 適用額	1 過去5年間の適用額 (単位:百万円) <table><tr><td></td><td>令和元年度</td><td>令和2年度</td><td>令和3年度</td><td>令和4年度</td><td>令和5年度</td></tr><tr><td>所得控除</td><td>20</td><td>2</td><td>3</td><td>2</td><td>2</td></tr><tr><td>投資税額控除</td><td>541</td><td>568</td><td>526</td><td>104</td><td>1,031</td></tr><tr><td>法人住民税</td><td>71</td><td>46</td><td>37</td><td>7</td><td>40</td></tr><tr><td>事業税</td><td>1</td><td>1</td><td>1</td><td>1</td><td>1</td></tr></table> ※所得控除及び投資税額控除について、令和元年度から令和4年度までは「租税特別措置の適用実態調査の結果に関する報告書」(財務省) ※法人住民税及び事業税について、令和元年度から令和4年度までは「地方税における税負担軽減措置等の適用状況等に関する報告書」(総務省) ※適用額が1百万円に満たない場合は1百万円とした。 ※R5年度は沖縄県調べ。 2 今後の適用額 令和6年度以降の見込みについては、令和元年度から令和5年度までの平均とした。		令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	所得控除	20	2	3	2	2	投資税額控除	541	568	526	104	1,031	法人住民税	71	46	37	7	40	事業税	1	1	1	1	1																				
	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度																																																
所得控除	20	2	3	2	2																																																
投資税額控除	541	568	526	104	1,031																																																
法人住民税	71	46	37	7	40																																																
事業税	1	1	1	1	1																																																

		(単位:百万円)						
		令和 6年度	令和 7年度	令和 8年度				
		所得控除	6	6	6			
		投資税額控除	554	554	554			
		法人住民税	40	40	40			
		事業税	1	1	1			
③	減収額	1 過去5年間の減収額						
		(単位:百万円)						
			令和 元年度	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	
		所得控除	4	1	1	1	1	
		投資税額控除	541	568	526	104	1,031	
		法人	所得控除	0	0	0	0	
		住民税	投資税額控除	71	46	37	7	40
		事業税	1	1	1	1	1	
		合計	617	616	565	113	1,073	
		※所得控除及び投資税額控除については沖縄県調べ。 ※減収額が1百万円に満たない場合は1百万円とした。 ※法人住民税の所得控除及び投資税額控除並びに事業税については、R1 年度から R4 年度までは「地方税における税負担軽減措置等の適用状況等に関する報告書」 (総務省) ※R5 年度は沖縄県調べ。						
		2 今後の減収見込み						
		令和6年度以降の見込みについては、令和元年度から令和5年度 までの平均とした。						
		(単位:百万円)						
			令和 6年度	令和 7年度	令和 8年度			
		所得控除	1	1	1			
		投資税額控除	554	554	554			
		法人	所得控除	0	0			
		住民税	投資税額控除	40	40			
		事業税	1	1	1			
合計	596	596	596					
④	効果	《政策目的の達成状況及び達成目標の実現状況》						
		1 政策目的の達成状況						
		令和5年度における県内に立地した情報通信関連企業 563 社 令和5年度における情報通信関連企業の労働生産性上昇率1.0%						
		2 達成目標の実現状況						
		本税制の達成目標を定めた令和4年度以降において、県内に立地 した情報通信関連企業は増加し、その労働生産性は上昇している。 【令和4年度から令和6年度における測定指標】 ・税制を活用した立地企業の数 7社以上／年 ・税制を活用した企業の労働生産性上昇率を3年間で1%以上向上						

	令和3年度	令和4年度	令和5年度
県内に立地した企業総数(社)	501	531	563
県内に新規に立地した企業数(社)	5	30	32
税制を活用した立地企業数(社)	—	5	24
税制を活用した企業の労働生産性上昇率(%)	—	—	1.0

※沖縄県調べ。

※税制を活用した立地企業数については、令和4年度から実施された沖縄県知事認定件数としているため、令和3年度の実績はない。

測定指標である税制を活用した立地企業数については、令和4年度においては測定指標を下回っているものの、令和4年度から令和5年度までの平均では立地企業数が 14 社となっている。また、税制を活用した企業の労働生産性上昇率について令和5年度において 1.0%であり、指標を満たしている。いずれも本税制の後押しによる効果が発現しているものと評価され、本税制は沖縄県の情報通信関連産業の振興に寄与している。

3 達成目標に対する将来の効果

【令和4年度から令和6年度における測定指標】

- ・税制を活用した新規立地企業の数 7社以上／年
- ・税制を活用した企業の労働生産性上昇率を3年間で1%以上向上

令和6年度の税制を活用した立地企業は9社と推計しており、労働生産性上昇率も 1.3%を見込んでいる。

【令和7年度から令和8年度における測定指標】

- ・税制を活用した新規立地企業の数 2社／年
- ・税制を活用した企業の労働生産性上昇率 1.2%／年

本要望においては指標の策定方法を見直し、税制を活用した新規立地企業数については制度創設以降の新規立地企業数の平均値 1.1 を上回る2とし、また、税制を活用した企業の労働生産性上昇率については、全国の情報通信産業における労働生産性の 2011 年から 2021 年の平均上昇率 1.2 を用いることとした。

なお、企業による DX 推進が進まず競争力を失う、いわゆる「2025 年の崖」を控え、情報通信関連産業の商機も増えると予想されることから、本制度のインセンティブ効果により新規立地企業の増加、売上高の向上、企業における付加価値額の増加が見込まれるため、全国平均以上の労働生産性が達成できると考えられる。

《達成目標に対する租税特別措置等の直接的効果》

令和5年度における県内の情報通信関連企業は 563 社と着実に増加している。また、本制度を活用した企業の労働生産性上昇率についても 1%以上となっており、県内情報通信関連産業の高付加価値化や生産性の向上が図られている。

4 税制を活用した新規立地企業の適用実績が僅少な理由

新規立地企業が所得控除制度の適用を受けるための事業認定要件(情報通信産業特別地区において、専ら特定情報通信事業を営むこ

			と等の要件を満たすものとして認定を受けた企業に限定されている)が厳格となっており、これを満たすことができる企業が少ない等の理由により、認定企業が僅少な状況となっている。 しかしながら、所得控除は他の特例措置と比較して適用企業に対する税制上の負担軽減効果が大きいこと、また、投資税額控除は適用企業にとって利便性があるため、企業集積を図るためのインセンティブとして非常に重要な役割を果たす効果が期待できることから、本特例措置の継続は必要である。
		⑤ 税収減を是認する理由等	令和3年度県民経済計算を用い、県内における情報通信関連企業による経済効果を推計したところ、情報通信関連企業の雇用によって県内の総生産を 7,096 百万円押し上げる効果があった。本制度による令和3年度の減収額 527 百万円と比較し、税収減を是認できるものと考えられる。 ・情報通信産業における就業者一人当たりの生産額:8,528,576 円(A) ・税制を活用した立地企業の雇用者数:832 人(B) ・税制を活用した立地企業による経済効果:7,096 百万円 ※就業者一人当たりの生産額は、令和3年度県民経済計算（沖縄県企画部作成・令和6年1月19日公表）による名目別県内総生産及び経済活動別雇用者数に基づき推計。 ※税制を活用した立地企業の雇用者数については沖縄県調べ。
11	相当性	① 租税特別措置等によるべき妥当性等	情報通信産業振興地域・特区においては、ソフトウェア業等、多様な業種を(特定)情報通信産業と定義しており、また、その企業規模やビジネス形態等多様である。これらの企業へ効果的にインセンティブを与え、当該地域への立地や設備投資を促す手段としては、予算の制限や特定の企業を対象とした補助金等ではなく、各企業の経営計画に柔軟に対応でき、対象業種の全ての企業に対し制度が保証されている税制優遇措置が適切であると考えられる。
		② 他の支援措置や義務付け等との役割分担	沖縄県では本制度のほか、沖縄振興特別推進交付金等の補助事業もあるが、これらの補助事業では新事業創出支援や地理的不利性の解消への支援を行っているのに対し、本制度では事業者による設備投資等への支援を行っており、役割分担を図っている。
		③ 地方公共団体が協力する相当性	本制度は沖縄県からの要望も踏まえて延長等を要望するものであり、国税に自動連動する地方税の軽減はあるものの、本制度の達成目標を実現することは、沖縄振興に寄与するため沖縄県が協力する相当性がある。
12	有識者の見解		-
13	前回の事前評価又は事後評価の実施時期		令和3年8月

過去 5 年実績（国税、地方税）

		単位	R1年度	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度	合計
国 税	所得控除額 (所得金額)	(社)	2	1	1	1	1	6
		(件)	2	1	1	1	1	6
		(千円)	20,380	2,372	3,016	2,419	2,419	30,606
	所得控除 減税額	(千円)	4,728	550	700	561	561	7,100
	投資税額 控除額	(社)	19	19	13	8	23	82
		(件)	19	19	13	8	23	82
		(千円)	541,822	568,708	526,170	104,041	1,031,734	2,772,475
	減税額 (減収額) 計	(社)	21	20	14	9	24	88
		(件)	21	20	14	9	24	88
		(千円)	546,550	569,258	526,870	104,602	1,032,295	2,779,575
地方税	事業税 減税額	(件)	21	20	14	9	24	88
		(千円)	1,803	206	264	210	620	3,103
	不動産取得税 減税額	(件)	1	1	2	0	1	5
		(千円)	15,234	15,111	26,387	0	15,971	72,703
	固定資産税 減税額	(件)	108	83	83	70	84	428
		(千円)	159,111	152,089	142,248	126,240	131,864	711,552
	事業所税 減税額 (那覇市のみ)	(件)	8	1	1	1	1	12
		(千円)	4,536	483	483	483	483	6,468
	減税額 (減収額) 計	(件)	137	97	101	85	95	515
		(千円)	180,684	167,889	169,382	126,933	148,938	793,826

※沖縄県調べ。

※所得控除及び投資税額控除について令和元年度から令和4年度は「租税特別措置の適用実態調査の結果に関する報告書」（財務省）

※事業税について令和元年度から令和4年度の件数は「租税特別措置の適用実態調査の結果に関する報告書」（財務省）、減税額は「地方税における税負担軽減措置等の適用状況等に関する報告書」（総務省）

税制を活用した情報通信産業における労働生産性の推計について

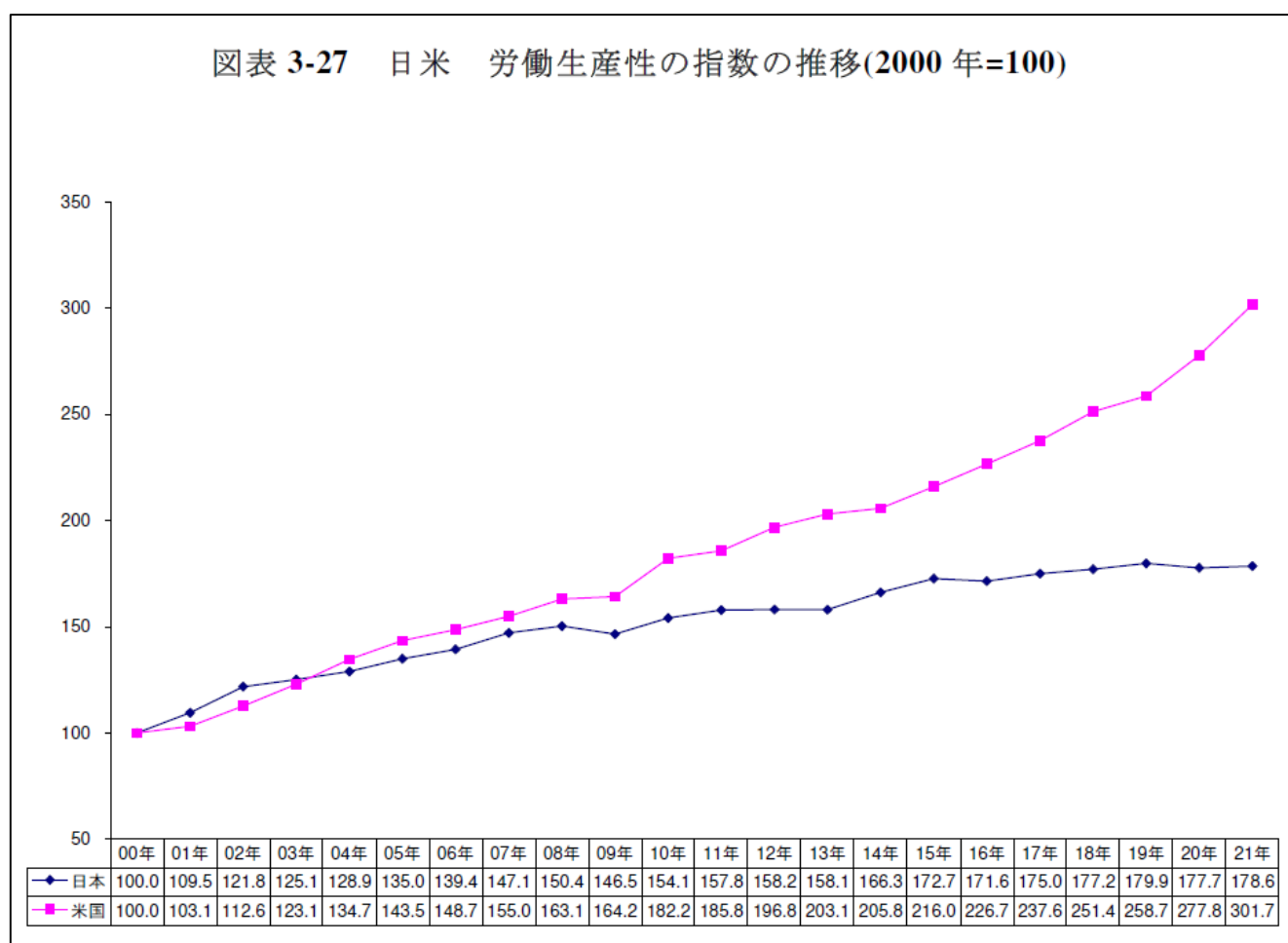
税制を活用した情報通信産業における労働生産性は、全国の情報通信産業における過去10年の労働生産性の指数の推移から平均増加率を求めこれを用いた。

年	2011	2012	2013	2014	2015	2016	2017	2018	2019	2020	2021
指数	157.8	158.2	158.1	166.3	172.7	171.6	175	177.2	179.9	177.7	178.6

※指数は2000年＝100

出典：令和4年度 ICT の経済分析に関する調査報告書(総務省) P67 図表3-27から抜粋

$$2011\text{年から}2021\text{年までの平均増加率} = (178.6 \div 157.8)^{(1/10)} = 1.245\%$$



租税特別措置等に係る政策の事前評価書

1	政策評価の対象とした政策の名称		地方創生応援税制(企業版ふるさと納税)の延長
2	対象税目	① 政策評価の対象税目	(法人税:義)(国税6) (法人住民税・事業税:義)(地方税7)
		② 上記以外の税目	—
3	要望区分等の別		【新設・拡充・ <u>延長</u> 】 【単独・主管・ <u>共管</u> 】
4	内容		《現行制度の概要》 内閣総理大臣が認定した地域再生計画に位置づけられた事業に対して企業が寄附を行った場合に、損金算入措置に加え、平成 28 年度から令和6年度までの間、法人住民税、事業税、法人税に係る税額控除の措置が講じられている。 《要望の内容》 デジタル田園都市国家構想の実現及び地方創生の更なる充実・強化に向け、地方への資金の流れを一層高めるとともに、その流れを継続的なものとするため、税制措置の延長を図る。 ○令和6年度までとなっている税額控除の特例措置を5年間(令和 11 年度まで)延長すること。 《関係条項》 ・ 租税特別措置法(昭和 32 年法律第 26 号)第 42 条の 12 の 2 ・ 租税特別措置法施行令(昭和 32 年政令第 43 号)第 27 条の 12 の 2 ・ 租税特別措置法施行規則(昭和 32 年大蔵省令第 15 号)第 20 条の 8 ・ 地方税法(昭和 25 年法律第 226 号)附則第 8 条の 2 の 2、第 9 条の 2 の 2 ・ 地方税法施行令(昭和 25 年政令第 245 号)附則第 5 条の 4、第 6 条の 2 の 2 ・ 地方税法施行規則(昭和 29 年総理府令第 23 号)附則第 2 条の 6、第 2 条の 6 の 2、第 3 条
5	担当部局		総務省地域力創造グループ地域政策課
6	評価実施時期及び分析対象期間		評価実施時期:令和6年度8月 分析対象期間:平成 28 年度～令和 11 年度
7	創設年度及び改正経緯		平成 28 年度:新設 平成 31 年度:運用改善の実施 令和2年度:拡充・延長
8	適用又は延長期間		5年間(令和7年度～令和 11 年度)
9	必要性等	① 政策目的及びその根拠	《租税特別措置等により実現しようとする政策目的》 地方公共団体の実施する一定の地方創生事業に対して企業が寄附を行うことを促すことにより、地方創生に取り組む地方を応援するこ

		とを目的とする。
		《政策目的の根拠》 まち・ひと・しごと創生法(平成二十六年法律第百三十六号) 第一章 総則 (目的) 第一条 この法律は、我が国における急速な少子高齢化の進展に的確に対応し、人口の減少に歯止めをかけるとともに、東京圏への人口の過度の集中を是正し、それぞれの地域で住みよい環境を確保して、将来にわたって活力ある日本社会を維持していくためには、国民一人一人が夢や希望を持ち、潤いのある豊かな生活を安心して営むことができる地域社会の形成、地域社会を担う個性豊かで多様な人材の確保及び地域における魅力ある多様な就業の機会の創出を一体的に推進すること(以下「まち・ひと・しごと創生」という。))が重要となっていることに鑑み、まち・ひと・しごと創生について、基本理念、国等の責務、政府が講ずべきまち・ひと・しごと創生に関する施策を総合的かつ計画的に実施するための計画(以下「まち・ひと・しごと創生総合戦略」という。))の作成等について定めるとともに、まち・ひと・しごと創生本部を設置することにより、まち・ひと・しごと創生に関する施策を総合的かつ計画的に実施することを目的とする。 (都道府県まち・ひと・しごと創生総合戦略) 第九条 (略) 2 都道府県まち・ひと・しごと創生総合戦略は、おおむね次に掲げる事項について定めるものとする。 一・二 (略) 三 前二号に掲げるもののほか、都道府県の区域におけるまち・ひと・しごと創生に関し、都道府県が講ずべき施策を総合的かつ計画的に実施するために必要な事項 3 (略) (市町村まち・ひと・しごと創生総合戦略) 第十条 (略) 2 市町村まち・ひと・しごと創生総合戦略は、おおむね次に掲げる事項について定めるものとする。 一～二 (略) 三 前二号に掲げるもののほか、市町村の区域におけるまち・ひと・しごと創生に関し、市町村が講ずべき施策を総合的かつ計画的に実施するために必要な事項 3 (略) 地域再生法(平成十七年法律第二十四号) 第三章 地域再生計画の認定等 (地域再生計画の認定) 第五条 (略) 2 地域再生計画には、次に掲げる事項を記載するものとする。 一 地域再生計画の区域 二 地域再生を図るために行う事業に関する事項

			三 計画期間 3 前項各号に掲げるもののほか、地域再生計画を定める場合には、次に掲げる事項を記載するよう努めるものとする。 一 地域再生計画の目標 二 (略) 4 第二項第二号に掲げる事項には、次に掲げる事項を記載することができる。 一 (略) 二 都道府県まち・ひと・しごと創生総合戦略にまち・ひと・しごと創生法第九条第二項第三号に掲げる事項として定められた事業又は市町村まち・ひと・しごと創生総合戦略に同法第十条第二項第三号に掲げる事項として定められた事業であつて前号イ又はロに掲げるもののうち、地方公共団体(地方交付税法(昭和二十五年法律第二百十一号)第十条第一項の規定による普通交付税の交付を受けないことその他の政令で定める要件に該当する都道府県及び市町村、地方自治法第二百八十四条第一項の一部事務組合及び広域連合並びに港湾法第四条第一項の規定による港務局を除く。)が法人からの寄附(当該事業の実施に必要な費用に充てられることが確実であることその他の内閣府令で定める要件に該当するものに限る。)を受け、その実施状況に関する指標を設定することその他の方法により効率的かつ効果的に行うもの(第十三条の三において「まち・ひと・しごと創生寄附活用事業」という。)に関する事項 三～十八 5～18 (略) 第五章 認定地域再生計画に基づく事業に対する特別の措置 第二節 まち・ひと・しごと創生寄附活用事業に係る課税の特例 第十三条の三 法人が、認定地方公共団体に対し、認定地域再生計画に記載されているまち・ひと・しごと創生寄附活用事業に関連する寄附をしたときは、当該法人に対する道府県民税、事業税及び市町村民税並びに法人税の課税については、地方税法(昭和二十五年法律第二百二十六号)及び租税特別措置法(昭和三十二年法律第二百六号)で定めるところにより、課税の特例の適用があるものとする。 デジタル田園都市国家構想総合戦略(2023 改訂版)(令和5年 12 月 26 日閣議決定) 第2章 デジタル田園都市国家構想の実現に必要な施策の方向 1. 取組方針 (1)デジタルの力を活用した地方の社会課題解決・魅力向上 ②人の流れをつくる (施策の方向) 【「転職なき移住」の推進など地方への人材の還流】 (略)地方と企業のつながりを生み出す効果的な取組である企業版ふるさと納税について、地方公共団体と企業のマッチング等によってその更なる活用を図るとともに、企業の即戦力人材の地方への流れを創出する地域活性化起業人(企業人材派遣制度)を拡充するなど、官民連携を一層推進し、地方への資金や人材の還流を促進す
--	--	--	--

			る。 デジタル田園都市国家構想総合戦略(令和4年 12 月 23 日閣議決定) 第4章 各分野の施策の推進 1. 分野横断的な施策の推進 ②地方への資金の流れの創出・拡大 【具体的な取組】 (b)企業版ふるさと納税の一層の活用促進 ・地方への資金の流れを生み出すとともに、寄附を通じた新たな官民連携の取組を創出するため、関係省庁等とも連携しつつ、企業と地方公共団体とのマッチング会の開催や制度の周知を行うとともに、地域別のマッチング会の開催を支援する。あわせて、企業版ふるさと納税を活用したサテライトオフィスの整備等を促進するための事例集・手引きの作成等を行うとともに、寄附の獲得に向けた企業への訴求力・提案力の強化を図るための研修会等を行うことにより、一層の活用促進を図る。 2. 分野別の施策の推進 (1)デジタルの力を活用した地方の社会課題解決・魅力向上 ⑤その他の関連重要施策 イ 地方公共団体等における多様な人材の確保 【具体的な取組】 (a)地方公共団体への人材派遣等 ・企業版ふるさと納税(人材派遣型)について、デジタル人材の育成・確保にも資するよう、デジタル分野を含む活用事例を地方公共団体や経済団体等に提供すること等により、一層の活用促進を図る。
	②	政策体系における政策目的の位置付け	令和7年度概算要求における政策体系図 【基本計画(令和5年3月策定)】 Ⅱ. 地方行財政 2. 地域振興(地域力創造)
	③	達成目標及びその実現による寄与	《租税特別措置等により達成しようとする目標》 達成目標については、以下の観点を踏まえ、令和11年度までに、本税制を活用した事業(計画)の目標が十分に達成されることとする。 ・企業の創業地や地方創生のプロジェクトに取り組む地方への貢献を促進 ・地方公共団体が企業に取組をアピールすることで自治体間競争を促進 ・本社機能の移転促進税制の補完 達成目標に係る測定指標については、本税制の直接的な効果を把握するため、地方版総合戦略上の目標(KPI)とは別に設定する、各地方公共団体における本税制を活用した事業(計画)の目標の達成状況とする。 目標の達成状況については、毎年度受領する報告により把握することとし、達成すべき水準(目標値)としては、令和11年度まで毎年度、本税制を活用した事業(計画)のうち、「目標以上を達成」「概ね目標を達成」「目標達成に向け順調に推移」と回答があった事業(計画)が8割を超えることとする。 また、測定指標(本税制を活用した事業の目標の達成状況)を補完

			するものとして、地方公共団体が行う地方創生事業に対する寄附額を把握し、令和6年度までに累計 1,000 億円以上、本税制の延長が行われた場合には、令和 11 年度までに累計 5,600 億円以上となることを目標とする。 《政策目的に対する租税特別措置等の達成目標実現による寄与》 本税制により、地方公共団体と企業の間で、地方創生という共通の目標の実現に向けて継続的な協力体制が構築され、持続可能な形で地方創生の取組が発展していくことが期待される。 また、地方公共団体が、他団体と競い合いながら、より明確な目標設定をした上で、企業の協力を得るための工夫を凝らしていくと考えられる。 企業においても、本税制を活用することにより、地方公共団体の地方創生の取組に積極的に協力することが可能となる。																																																																											
10	有効性等	① 適用数	【適用数の推移】 <table><tr><td>年度</td><td>H28</td><td>H29</td><td>H30</td><td>R1</td><td>R2</td><td>R3</td></tr><tr><td>件数</td><td>58</td><td>116</td><td>170</td><td>188</td><td>372</td><td>948</td></tr><tr><td>年度</td><td>R4</td><td>R5</td><td>R6</td><td>R7</td><td>R8</td><td>R9</td></tr><tr><td>件数</td><td>1,510</td><td>1,960</td><td>2,320</td><td>2,608</td><td>2,838</td><td>3,022</td></tr><tr><td>年度</td><td>R10</td><td>R11</td><td colspan="4"></td></tr><tr><td>件数</td><td>3,169</td><td>3,287</td><td colspan="4"></td></tr></table> ※(平成 28 年度～令和4年度) 「租税特別措置の適用実態調査の結果に関する報告書」 ※(令和5年度～令和 11 年度) ～令和4年度の実績の伸び率等から推計(算定根拠については別添参照)	年度	H28	H29	H30	R1	R2	R3	件数	58	116	170	188	372	948	年度	R4	R5	R6	R7	R8	R9	件数	1,510	1,960	2,320	2,608	2,838	3,022	年度	R10	R11					件数	3,169	3,287																																					
年度	H28	H29	H30	R1	R2	R3																																																																								
件数	58	116	170	188	372	948																																																																								
年度	R4	R5	R6	R7	R8	R9																																																																								
件数	1,510	1,960	2,320	2,608	2,838	3,022																																																																								
年度	R10	R11																																																																												
件数	3,169	3,287																																																																												
		② 適用額	【適用額の推移(千円)】 <table><tr><td>年度</td><td>H28</td><td>H29</td><td>R30</td><td>R1</td></tr><tr><td>法人税</td><td>6,095</td><td>27,453</td><td>37,796</td><td>64,577</td></tr><tr><td>法人 住民税</td><td>4,771</td><td>148,039</td><td>332,282</td><td>492,581</td></tr><tr><td>事業税</td><td>1,180</td><td>90,859</td><td>182,248</td><td>298,673</td></tr><tr><td>年度</td><td>R2</td><td>R3</td><td>R4</td><td>R5</td></tr><tr><td>法人税</td><td>399,408</td><td>934,685</td><td>1,331,012</td><td>1,879,949</td></tr><tr><td>法人 住民税</td><td>511,215</td><td>3,633,666</td><td>5,657,885</td><td>7,519,798</td></tr><tr><td>事業税</td><td>349,372</td><td>2,956,250</td><td>3,642,484</td><td>4,699,874</td></tr><tr><td>年度</td><td>R6</td><td>R7</td><td>R8</td><td>R9</td></tr><tr><td>法人税</td><td>2,292,498</td><td>2,622,536</td><td>2,886,567</td><td>3,097,791</td></tr><tr><td>法人 住民税</td><td>9,169,990</td><td>10,490,144</td><td>11,546,267</td><td>12,391,165</td></tr><tr><td>事業税</td><td>5,731,244</td><td>6,556,340</td><td>7,216,417</td><td>7,744,478</td></tr><tr><td>年度</td><td>R10</td><td>R11</td><td colspan="2"></td></tr><tr><td>法人税</td><td>3,266,771</td><td>3,401,955</td><td colspan="2"></td></tr><tr><td>法人 住民税</td><td>13,067,084</td><td>13,607,819</td><td colspan="2"></td></tr></table>	年度	H28	H29	R30	R1	法人税	6,095	27,453	37,796	64,577	法人 住民税	4,771	148,039	332,282	492,581	事業税	1,180	90,859	182,248	298,673	年度	R2	R3	R4	R5	法人税	399,408	934,685	1,331,012	1,879,949	法人 住民税	511,215	3,633,666	5,657,885	7,519,798	事業税	349,372	2,956,250	3,642,484	4,699,874	年度	R6	R7	R8	R9	法人税	2,292,498	2,622,536	2,886,567	3,097,791	法人 住民税	9,169,990	10,490,144	11,546,267	12,391,165	事業税	5,731,244	6,556,340	7,216,417	7,744,478	年度	R10	R11			法人税	3,266,771	3,401,955			法人 住民税	13,067,084	13,607,819		
年度	H28	H29	R30	R1																																																																										
法人税	6,095	27,453	37,796	64,577																																																																										
法人 住民税	4,771	148,039	332,282	492,581																																																																										
事業税	1,180	90,859	182,248	298,673																																																																										
年度	R2	R3	R4	R5																																																																										
法人税	399,408	934,685	1,331,012	1,879,949																																																																										
法人 住民税	511,215	3,633,666	5,657,885	7,519,798																																																																										
事業税	349,372	2,956,250	3,642,484	4,699,874																																																																										
年度	R6	R7	R8	R9																																																																										
法人税	2,292,498	2,622,536	2,886,567	3,097,791																																																																										
法人 住民税	9,169,990	10,490,144	11,546,267	12,391,165																																																																										
事業税	5,731,244	6,556,340	7,216,417	7,744,478																																																																										
年度	R10	R11																																																																												
法人税	3,266,771	3,401,955																																																																												
法人 住民税	13,067,084	13,607,819																																																																												

		<table><tr><td>事業税</td><td>8,166,927</td><td>8,504,887</td></tr></table> ※(平成 28 年度～令和4年度) 法人税について、「租税特別措置の適用実態調査の結果に関する報告書」、 法人住民税及び事業税について「地方税における税負担軽減措置等の適用状況等に関する報告書」 ※(令和5年度～令和 11 年度) ～令和5年度の実績の伸び率等から推計(算定根拠については別添参照)	事業税	8,166,927	8,504,887																																																																													
事業税	8,166,927	8,504,887																																																																																
③ 減収額	※税額控除であるため、「10 有効性等②適用額」と同額 【減収額の推移(千円)】 <table><tr><td>年度</td><td>H28</td><td>H29</td><td>R30</td><td>R1</td></tr><tr><td>法人税</td><td>6,095</td><td>27,453</td><td>37,796</td><td>64,577</td></tr><tr><td>法人 住民税</td><td>4,771</td><td>148,039</td><td>332,282</td><td>492,581</td></tr><tr><td>事業税</td><td>1,180</td><td>90,859</td><td>182,248</td><td>298,673</td></tr><tr><td>年度</td><td>R2</td><td>R3</td><td>R4</td><td>R5</td></tr><tr><td>法人税</td><td>399,408</td><td>934,685</td><td>1,331,012</td><td>1,879,949</td></tr><tr><td>法人 住民税</td><td>511,215</td><td>3,633,666</td><td>5,657,885</td><td>7,519,798</td></tr><tr><td>事業税</td><td>349,372</td><td>2,956,250</td><td>3,642,484</td><td>4,699,874</td></tr><tr><td>年度</td><td>R6</td><td>R7</td><td>R8</td><td>R9</td></tr><tr><td>法人税</td><td>2,292,498</td><td>2,622,536</td><td>2,886,567</td><td>3,097,791</td></tr><tr><td>法人 住民税</td><td>9,169,990</td><td>10,490,144</td><td>11,546,267</td><td>12,391,165</td></tr><tr><td>事業税</td><td>5,731,244</td><td>6,556,340</td><td>7,216,417</td><td>7,744,478</td></tr><tr><td>年度</td><td>R10</td><td>R11</td><td colspan="2"></td></tr><tr><td>法人税</td><td>3,266,771</td><td>3,401,955</td><td colspan="2"></td></tr><tr><td>法人 住民税</td><td>13,067,084</td><td>13,607,819</td><td colspan="2"></td></tr><tr><td>事業税</td><td>8,166,927</td><td>8,504,887</td><td colspan="2"></td></tr></table> ※(平成 28 年度～令和4年度) 法人税について、「租税特別措置の適用実態調査の結果に関する報告書」、 法人住民税及び事業税について「地方税における税負担軽減措置等の適用状況等に関する報告書」 ※(令和5年度～令和 11 年度) ～令和5年度の実績の伸び率等から推計(算定根拠については別添参照)		年度	H28	H29	R30	R1	法人税	6,095	27,453	37,796	64,577	法人 住民税	4,771	148,039	332,282	492,581	事業税	1,180	90,859	182,248	298,673	年度	R2	R3	R4	R5	法人税	399,408	934,685	1,331,012	1,879,949	法人 住民税	511,215	3,633,666	5,657,885	7,519,798	事業税	349,372	2,956,250	3,642,484	4,699,874	年度	R6	R7	R8	R9	法人税	2,292,498	2,622,536	2,886,567	3,097,791	法人 住民税	9,169,990	10,490,144	11,546,267	12,391,165	事業税	5,731,244	6,556,340	7,216,417	7,744,478	年度	R10	R11			法人税	3,266,771	3,401,955			法人 住民税	13,067,084	13,607,819			事業税	8,166,927	8,504,887		
年度	H28	H29	R30	R1																																																																														
法人税	6,095	27,453	37,796	64,577																																																																														
法人 住民税	4,771	148,039	332,282	492,581																																																																														
事業税	1,180	90,859	182,248	298,673																																																																														
年度	R2	R3	R4	R5																																																																														
法人税	399,408	934,685	1,331,012	1,879,949																																																																														
法人 住民税	511,215	3,633,666	5,657,885	7,519,798																																																																														
事業税	349,372	2,956,250	3,642,484	4,699,874																																																																														
年度	R6	R7	R8	R9																																																																														
法人税	2,292,498	2,622,536	2,886,567	3,097,791																																																																														
法人 住民税	9,169,990	10,490,144	11,546,267	12,391,165																																																																														
事業税	5,731,244	6,556,340	7,216,417	7,744,478																																																																														
年度	R10	R11																																																																																
法人税	3,266,771	3,401,955																																																																																
法人 住民税	13,067,084	13,607,819																																																																																
事業税	8,166,927	8,504,887																																																																																

④ 効果

《政策目的の達成状況及び達成目標の実現状況》

○政策目的の達成状況

企業が創業地や工場・支店等の拠点を有する地方公共団体に寄附することにより、地方への資金の流れを生み出すとともに、寄附を通じた新たな官民連携の取組が創出されており、観光振興、移住・定住や人材育成・確保などの地方創生事業を実施する地方公共団体を応援する政策目的が一定程度達成されている。

○達成目標の実現状況

<達成目標>

①令和6年度まで毎年度、本税制を活用して実施した事業（計画）のうち、「目標以上を達成」「概ね目標を達成」「目標達成に向け順調に推移」と回答があった事業（計画）が8割を超えること

<実現状況>

調査を開始した令和元年度以降、毎年度約8割に達している。
各年度の平均では 80.4%となっており、8割を超えている。

令和元年度：308 事業（計画）／404 事業（計画）（76.2%）
令和2年度：458 事業（計画）／560 事業（計画）（81.8%）
令和3年度：836 事業（計画）／1,000 事業（計画）（83.6%）
令和4年度：1,059 事業（計画）／1,339 事業（計画）（79.1%）
令和5年度：1,228 事業（計画）／1,515 事業（計画）（81.1%）

※地域再生法施行規則第 14 条第3項の規定に基づく「まち・ひと・しごと創生寄附活用事業実施報告」より

<達成目標>

②地方公共団体が行う地方創生事業に対する寄附額を把握し、令和6年度までに累計 1,000 億円以上となること

<実現状況>

令和6年度までに累計 1,820 億円（推計込）となり、目標を大きく上回っている。

【寄附額の推移（百万円）】

年度	H28	H29	R30	R1	R2
寄附額	747	2,355	3,475	3,380	11,011
寄附額 （累計）	747	3,102	6,577	9,957	20,968
年度	R3	R4	R5	R6	R7
寄附額	22,575	34,107	46,999	57,312	65,563
寄附額 （累計）	43,543	77,649	124,648	181,961	247,524

			年度	R8	R9	R10	R11
			寄附額	72,164	77,445	81,669	85,049
			寄附額 (累計)	319,688	397,133	478,802	563,851
			※令和5年度までの寄附実績額(円単位)を基に推計寄附額(円単位)を算出し、表に百万円単位で記載しているため、合計が一致しない箇所がある。 ※(平成28年度～令和5年度) 地域再生法施行規則第14条第3項の規定に基づく「まち・ひと・しごと創生寄附活用事業実施報告」より ※(令和6年度～令和11年度) ～令和5年度の実績の伸び率等から推計(算定根拠については別添参照) 《達成目標に対する租税特別措置等の直接的効果》 令和5年度に内閣府が実施したアンケートにおいて、寄附を受領したところのある地方公共団体(n=1,427)に対して、企業版ふるさと納税を活用したことによるメリット(複数回答)について調査したところ、回答の上位3つが「企業との新たなパートナーシップの構築につながった」(48.6%)、「寄附を活用することで、一般財源で行うよりもより大きな規模の事業を実施できた」(43.0%)、「寄附があったことで新たな地方創生事業を行うことができた」(39.5%)となるなど、本税制が地方への資金の流れを創出し、地方創生に係る取組の事業化を後押ししているほか、本税制の活用により、企業と自治体とのつながりが創出され、官民連携による新たな取組を始めた事例もあるなど、本税制は政策目的の達成に大きく寄与しているといえる。 本税制の延長が行われた場合には、各地方公共団体における自主的・主体的な地方創生の取組が引き続き後押しされることから、達成目標①及び②に対する効果を把握するため、今後も地域再生法施行規則第14条第3項の規定に基づく調査を実施することとし、達成目標①については、令和元年度から令和5年度まで継続して約8割に達しており、今後も継続して8割を達成すると考えられるほか、②については、令和11年度までに累計約5,600億円に達することが見込まれる。これは本税制によって生じる民間資金の流れであり、これらの資金を基に、より良い事業が実施され好事例として積み上がっていくものと考えている。				
11	相当性	⑤ 税収減を是認する理由等	企業が地方公共団体の地方創生事業に関与することは、企業の地域貢献への機運及び寄附文化の醸成、事業の質の向上や地方公共団体と企業との新たなパートナーシップの構築、地方公共団体における安定的な財源確保に役立つものである。本要望の実現により、地方創生事業に対する企業の協力が更に拡大し、減収額を上回る事業費の確保を期待することができる。				
		① 租税特別措置等によるべき妥当性等	地方創生実現のためには、企業の自主的な判断により、地方公共団体の地方創生の取組に関与させることが重要であり、持続可能な地方創生の取組につなげていくことが必要である。そのため、国が地方公共団体に用途を定めた補助金を交付するのではなく、企業が地方創生の取組に対し寄附するインセンティブを与える租税特別措置による妥当性が認められる。				

		② 他の支援措置や義務付け等との役割分担	本税制は、地方公共団体の実施する地方創生事業に対して企業が寄附を行うことを促すことにより、地方創生に取り組む地方を広く応援する一方、同様の政策目的に係る他の支援措置であるデジタル田園都市国家構想交付金については、将来的に国や地方の統一的・標準的なデジタル基盤への横展開につながる見込みのある先行モデル的な実装を支援し、他地域で実践されている優良事例の横展開の加速化を行っており、役割に相違がある。
		③ 地方公共団体が協力する相当性	本税制の延長により、企業において、地域貢献への機運及び寄附文化の醸成が図られ、地方公共団体が実施する地方創生事業の質の向上や地方公共団体と企業との新たなパートナーシップの構築に寄与するとともに、地方公共団体においては、安定的な財源確保が可能となることから、地方公共団体が協力する相当性が認められる。
12	有識者の見解		－
13	前回の事前評価又は事後評価の実施時期		令和元年8月

令和5年度～令和11年度地方創生応援税制（企業版ふるさと納税）
に係る寄附額、適用数、適用額及び減収額の推計について

<寄附額の推計>

- 令和2年度税制改正後の寄附実績額（令和2年度～令和5年度まで）を見ると、毎年約120億円増加しているが、制度の浸透により対前年度増加額は今後逡減することが考えられることから、令和6年度以降は前年度の増加額の8割相当額が増加すると仮定する。
- 下表のとおり、令和6年度推計寄附額は約573.1億円、令和7年度推計寄附額は約655.6億円となる。
- 延長された場合の令和11年度までの寄附額累計について、約5,639億円と推計している。

	H28 実績	H29 実績	H30 実績	R1 実績	R2 実績	R3 実績	R4 実績
寄附額 (百万円)	747	2,355	3,475	3,380	11,011	22,575	34,107
対前年度 増加額(百 万円)	-	1,608	1,120	-95	7,631	11,564	11,532
累計 (百万円)	747	3,102	6,577	9,957	20,968	43,543	77,649
	R5 実績	R6 推計	R7 推計	R8 推計	R9 推計	R10 推計	R11 推計
寄附額 (百万円)	46,999	57,312	65,563	72,164	77,445	81,669	85,049
対前年度 増加額(百 万円)	12,892	(×0.8) 10,314	(×0.8) 8,251	(×0.8) 6,601	(×0.8) 5,281	(×0.8) 4,224	(×0.8) 3,380
累計 (百万円)	124,648	181,961	247,524	319,688	397,133	478,802	563,851

(※) 令和5年度までの寄附実績額(円単位)を基に推計寄附額(円単位)を算出し、表に百万円単位で記載しているため、合計が一致しない箇所がある。

(※) 平成28年度～令和5年度の寄附額については、地域再生法施行規則第14条第3項の規定に基づく「まち・ひと・しごと創生寄附活用事業実施報告」による。

<適用数の推計>

- 適用数についても寄附額と同様に、令和5年度以降は前年度の増加数の8割相当が増加すると仮定する。

	R2 実績	R3 実績	R4 実績	R5 推計	R6 推計	R7 推計	R8 推計	R9 推計	R10 推計	R11 推計
適用数	372	948	1,510	1,960	2,320	2,608	2,838	3,022	3,169	3,287
対前年度 増加	-	576	562	(×0.8) 450	(×0.8) 360	(×0.8) 288	(×0.8) 230	(×0.8) 184	(×0.8) 147	(×0.8) 118

<適用額及び減収額の推計>

- 令和2年度税制改正後の税額控除実績等(令和2年度～令和4年度まで)を見ると、近年は下表のとおり、法人税からの控除額は寄附額の約4%、法人住民税からの控除額は寄附額の約16%、事業税からの控除額は寄附額の約10%で推移している。
- そのため、寄附額に対する推計控除割合は「**法人税:4% 法人住民税:16% 事業税:10%**」と仮定する。

	R2 実績	R3 実績	R4 実績
寄附額(千円)	11,010,948	22,574,504	34,106,611
法人税控除額(千円) (寄附額に対する割合)	399,408 (3.6%)	934,685 (4.1%)	1,331,012 (3.9%)
法人住民税控除額(千円) (寄附額に対する割合)	511,215 (4.6%)	3,633,666 (16.1%)	5,657,885 (16.6%)
事業税控除額(千円) (寄附額に対する割合)	349,372 (3.2%)	2,956,250 (13.1%)	3,642,484 (10.7%)

(※)法人住民税及び事業税について、
「地方税における税負担軽減措置等の適用状況等に関する報告書」
法人税について、「租税特別措置の適用実態調査の結果に関する報告書」

	R5 推計	R6 推計	R7 推計	R8 推計	R9 推計	R10 推計	R11 推計
寄附額 (千円)	46,998,737	57,312,438	65,563,398	72,164,167	77,444,781	81,669,273	85,048,867
法人税(4%) (千円)	1,879,949	2,292,498	2,622,536	2,886,567	3,097,791	3,266,771	3,401,955
法人住民税 (16%) (千円)	7,519,798	9,169,990	10,490,144	11,546,267	12,391,165	13,067,084	13,607,819
事業税(10%) (千円)	4,699,874	5,731,244	6,556,340	7,216,417	7,744,478	8,166,927	8,504,887

租税特別措置等に係る政策の事前評価書

1	政策評価の対象とした政策の名称		半島振興対策実施地域における工業用機械等に係る割増償却制度の延長
2	対象税目	① 政策評価の対象税目	法人税:義(国税7) 法人住民税:義、法人事業税:義(自動連動)
		② 上記以外の税目	所得税:外
3	要望区分等の別		【新設・拡充・延長】 【単独・主管・共管】
4	内容		《現行制度の概要》 半島振興対策実施地域として指定された地域のうち、半島振興法第9条の2第1項及び第9項の規定に基づき、市町村が産業振興促進計画を作成し、主務大臣(国土交通大臣、総務大臣及び農林水産大臣)が認定した地域(過疎地域持続的発展市町村計画の産業振興促進事項に定めた区域を除く)における、法人又は個人事業主に適用される、製造業、農林水産物等販売業、旅館業、情報サービス業等に係る割増償却を認めるもの。 割増償却期間:5年間 償却限度額:機械・装置 普通償却額の 32% 建物・附属設備、構築物 普通償却限度額の 48%
			《要望の内容》 本租税特別措置の適用期限を、令和8年度末まで2年間延長する。
			《関係条項》 ・半島振興法 第9条の2、第16条 ・租税特別措置法 第12条第4項柱書及び表第2号、第45条第3項柱書及び表第2号 ・租税特別措置法施行令 第6条の3第14項第2号、第15項第2号、第20項、第21項、第24項、 第28条の9第15項第2号、第16項第2号、第21項、第22項、第25項
5	担当部局		総務省地域力創造グループ地域振興室
6	評価実施時期及び分析対象期間		評価実施時期:令和6年8月 分析対象期間:令和3年度～令和8年度
7	創設年度及び改正経緯		昭和61年度 創設(機械等 16/100 建物等 8/100 1,700万円超) 昭和63年度 適用期限の2年延長 平成2年度 適用期限の2年延長 平成4年度 適用期間の2年延長(1,900万円超) 平成6年度 適用期間の1年延長 (機械等 14/100 建物等 7/100 2,100万円超) 平成7年度 適用期限の2年延長 平成9年度 適用期限の2年延長(2,300万円超) 平成10年度 特別償却率引下げ(機械等 14/100→13/100)

			平成 11 年度 適用期限の2年延長(機械等 12/100 建物等 6/100) 平成 13 年度 適用期限の2年延長(機械等 12/100→11/100) 平成 15 年度 適用期限の2年延長(2,500 万円超) 平成 17 年度 適用期限の2年延長(機械等 11/100→10/100) 旅館業の追加(半島振興対策実施地域のうち過疎地域に類する地区:建物等 7/100) 平成 19 年度 適用期限の2年延長 (旅館業:建物等 7/100→6/100 2,000 万円超) 平成 21 年度 適用期間の2年延長 平成 23 年度 適用期限の2年延長 旅館業を除外、農林水産物等販売業の追加 平成 25 年度 割増償却へ改組 旅館業、情報サービス業等の追加 取得価額要件の引下げ(2,000 万円超→500 万円以上) 平成 27 年度 適用期限の2年延長 平成 29 年度 適用期限の2年延長 令和元年度 適用期限の2年延長 令和3年度 適用期限の2年延長 (対象資産の取得価額が一定の金額以上であることとの要件における取得価額を法人税法等の規定による圧縮記帳の適用後の金額とする) 令和5年度 適用期限の2年延長 (過疎地域の持続的発展のための支援に関する特別措置法に基づく過疎税制適用地区を除外)
8	適用又は延長期間		2年間(令和7年度～令和8年度)
9	必要性等	① 政策目的及びその根拠	《租税特別措置等により実現しようとする政策目的》 半島地域は、三方を海に囲まれ、平地に恵まれず、国土の幹線軸から離れているなどの条件不利性を抱えており、居住や経済活動に制約があること等により人口減少・高齢化が加速している。このため、半島振興法に基づき、半島振興対策実施地域において、生活基盤の整備を行うとともに、製造業、農林水産物等販売業、旅館業、情報サービス業等の振興を図り、雇用の確保を行い、人口流出の抑制、地域経済の活性化を図る。 《政策目的の根拠》 ○半島振興法(昭和 60 年法律第 63 号)(抄) (目的) 第1条 この法律は、三方を海に囲まれ、平地に恵まれず、水資源が乏しい等国土資源の利用の面における制約から産業基盤及び生活環境の整備等について他の地域に比較して低位にある半島地域(架橋等により本土との陸上交通が確保された島を含む。以下同じ。)について、広域的かつ総合的な対策を実施するために必要な特別の措置を講ずることにより、これらの地域の振興を図り、もつて半島地域の自立的発展及び地域住民の生活の向上並びに国土の均衡ある発展に資することを目的とする。 (税制上の措置) 第 16 条 国は、租税特別措置法(昭和三十二年法律第二十六号)の定めるところにより、半島地域の振興に必要な措置を講ずるものと

		する。 ○経済財政運営と改革の基本方針 2024 第2章5(3)(令和6年6月21日閣議決定) (個性をいかした地域づくりと関係人口の拡大) 個性をいかした地域づくりに向け、沖縄振興・北海道開発と、過疎地域や半島、離島、奄美、小笠原、豪雪地帯等の条件不利地域対策に取り組む。
	② 政策体系における政策目的の位置付け	令和7年度概算要求における政策体系図 【基本計画(令和5年3月策定)】 Ⅱ. 地方行財政 2. 地域振興(地域力創造)
	③ 達成目標及びその実現による寄与	《政策体系における政策目的に係る目標》 雇用の確保を行い、人口流出の抑制、地域経済の活性化を図る(測定指標) 半島地域における社会増減率に係る過去5ヶ年平均との比を毎年度1.00未満とする。(ただし、過去5ヶ年平均が正の値であるときは1.00超) ※ 社会増減率:社会増減(他地域からの転入から他地域への転出数を差し引いたもの)を、期間の期首人口で除したもの。 ※ 半島地域における社会増減率はこれまで負の値であったことから、過去と比べて減少幅が縮小することを目指し、災害や景気動向等の外部要因の影響を減少させるため、過去5ヶ年平均との比較をする。 《租税特別措置により達成しようとする目標》 半島地域における事業者の事業の継続又は拡大を図る(測定指標) 半島地域における事業所数(目標値) 事業所数の今後5年間の増減率が直近5年間の増減率を上回ることを目標とする。 ※ 総務省行政評価局による「租税特別措置等の効果検証手法の検討に関する報告書」(令和6年3月)においては、本特例措置が、「事業の継続又は拡大」や「雇用の維持又は創出」の前提となる、事業者の労働生産性や資本装備率について向上させる効果がある可能性が報告されている。本特例措置により、事業者の労働生産性等が向上し、半島地域における「事業の継続又は拡大」が実現すれば、政策目的に係る目標である雇用の確保・人口流出の抑制・地域経済の活性化にもつながると考えられる。以上を踏まえ、令和3～8年の分析対象期間中、令和7年度以降においては、半島地域における事業者の「事業の継続又は拡大」を図ることを本特例措置により達成しようとする目標として新たに掲げ、その客観的な測定指標として「半島地域における事業所数」を設定することとする。

			《政策目的に対する租税特別措置等の達成目標実現による寄与》 本特例措置の活用により、製造業、旅館業、農林水産物販売業、情報サービス業等に係る設備投資が促されることで、半島地域における事業者の事業の継続又は拡大が図られ、雇用の維持又は創出が期待される。 加えて、特に、旅館業、農林水産物等販売業に係る設備投資が促されることで、半島地域と地域外との交流促進が期待され、半島地域外から訪れる観光入込客数の増加も見込まれる。 これらを通じ、本事業の政策目的である、半島地域における雇用の確保、人口流出の抑制、地域経済の活性化を図ることにより、定住を促進する。						
10	有効性等	① 適用数	単位: 件						
				令和 3年度 (実績)	令和 4年度 (実績)	令和 5年度 (実績)	令和 6年度 (見込)	令和 7年度 (見込)	令和 8年度 (見込)
		適用数		107	87	88	73	70	65
		※ 適用件数は関係道府県への調査での確認書をもとに算出。(全域過疎地域該当市町村を除く)							
		※ 法人税、法人事業税及び法人住民税については同一件数。							
		※ 令和3年度及び4年度の適用数は租特透明化法に基づく財務省の「租税特別措置の適用実態調査の結果に関する報告書」(第211回国会報告、第213回国会報告)の値は、同一主体が資産を複数回にわたって購入した場合でも1件として扱われてしまうことなどから、政策の効果をより適切に把握するためには、主体が同一であっても複数回として扱うべきであるため、また、令和5年度より過疎税制適用地区は除外となり、非過疎地域の適用数を把握するため、関係道府県に聞き取った結果の実績値を採用している。							
		※ 令和5年度の適用数は租特透明化法に基づく財務省の「租税特別措置の適用実態調査の結果に関する報告書」により報告されていないため、関係道府県に聞き取った結果の実績値を採用。							
		※ 令和6年度～令和8年度の適用数は、令和3～5年度の適用数の実績値を元に試算した見込値となる。							
		※ 算定根拠については別紙参照。							
		② 適用額	単位: 百万円						
				令和 3年度 (実績)	令和 4年度 (実績)	令和 5年度 (実績)	令和 6年度 (見込)	令和 7年度 (見込)	令和 8年度 (見込)
		法人税 (法人住民税・ 法人事業税)		1,487	1,379	801	664	637	591
		※ 適用件数は関係道府県への調査での確認書をもとに算出。(全域過疎地域該当市町村を除く)							
		※ 令和3年度及び4年度の適用数は租特透明化法に基づく財務省の「租税特別措置の適用実態調査の結果に関する報告書」(第211回国会報告、第213回国会報告)の値は、同一主体が資産を複数回にわたって購入した場合でも1件として扱われてしまうことなどから、政策の効果をより適切に把握するためには、主体が同一であっても複数回として扱うべきであるため、また、令和5年度より過疎税							

		制適用地区は除外となり、非過疎地域の適用数を把握するため、関係道府県に聞き取った結果の実績値を採用している。 ※ 令和5年度の適用数は租特透明化法に基づく財務省の「租税特別措置の適用実態調査の結果に関する報告書」により報告されていないため、関係道府県に聞き取った結果の実績値を採用。 ※ 令和6年度～令和8年度の適用額は、令和3～5年度の適用額の実績値を元に試算した見込値となる。 ※ 算定根拠については別紙参照。																												
③	減収額	単位:百万円 <table><tr><td></td><td>令和 3年度 (実績)</td><td>令和 4年度 (実績)</td><td>令和 5年度 (実績)</td><td>令和 6年度 (見込)</td><td>令和 7年度 (見込)</td><td>令和 8年度 (見込)</td></tr><tr><td>法人税</td><td>345</td><td>320</td><td>186</td><td>154</td><td>148</td><td>137</td></tr><tr><td>法人住民税</td><td>24</td><td>22</td><td>13</td><td>11</td><td>10</td><td>9</td></tr><tr><td>法人事業税</td><td>24</td><td>22</td><td>13</td><td>11</td><td>10</td><td>10</td></tr></table> ※ 適用件数は関係道府県への調査での確認書をもとに算出。(全域過疎地域該当市町村を除く) ※ 令和3年度及び4年度の適用数は租特透明化法に基づく財務省の「租税特別措置の適用実態調査の結果に関する報告書」(第 211 回国会報告、第 213 回国会報告)の値は、同一主体が資産を複数回にわたって購入した場合でも1件として扱われてしまうことなどから、政策の効果をより適切に把握するためには、主体が同一であっても複数回として扱うべきであるため、また、令和5年度より過疎税制適用地区は除外となり、非過疎地域の適用数を把握するため、関係道府県に聞き取った結果の実績値を採用している。 ※ 令和5年度の適用数は租特透明化法に基づく財務省の「租税特別措置の適用実態調査の結果に関する報告書」により報告されていないため、関係道府県に聞き取った結果の実績値を採用。 ※ 法人住民税・法人事業税については要望事項ではないが、本租税特別措置に伴う連動分の減収額として算出した。 ※ 令和6年度～令和8年度法人住民税・法人事業税については、令和5年度の適用額の値を元に試算した見込値となる。 ※ 算定根拠については別紙参照。		令和 3年度 (実績)	令和 4年度 (実績)	令和 5年度 (実績)	令和 6年度 (見込)	令和 7年度 (見込)	令和 8年度 (見込)	法人税	345	320	186	154	148	137	法人住民税	24	22	13	11	10	9	法人事業税	24	22	13	11	10	10
	令和 3年度 (実績)	令和 4年度 (実績)	令和 5年度 (実績)	令和 6年度 (見込)	令和 7年度 (見込)	令和 8年度 (見込)																								
法人税	345	320	186	154	148	137																								
法人住民税	24	22	13	11	10	9																								
法人事業税	24	22	13	11	10	10																								
④	効果	《政策目的の達成状況及び達成目標の実現状況》 【社会増減率】 社会増減率に係る過去5ヶ年平均との比 単位: % <table><tr><td></td><td>令和 3年度 (実績)</td><td>令和 4年度 (実績)</td><td>令和 5年度 (実績)</td><td>令和 6年度 (見込)</td><td>令和 7年度 (見込)</td><td>令和 8年度 (見込)</td></tr><tr><td>増減率</td><td>0.76</td><td>0.84</td><td>1.02</td><td>1.05</td><td>1.10</td><td>1.10</td></tr></table> ※ 算定根拠については、別紙参照。 ※ 令和3～4年度は目標値(半島地域における社会増減率に係る過去5カ年平均との比を毎年度 1.00 未満とする。)を達成している。一方で、令和5年度は目標値が達成できないなどコロナ禍前の社会減の傾向に戻りつつあり、将来にわたる毎年度の目標達成については今後も予断は許されない状況である。		令和 3年度 (実績)	令和 4年度 (実績)	令和 5年度 (実績)	令和 6年度 (見込)	令和 7年度 (見込)	令和 8年度 (見込)	増減率	0.76	0.84	1.02	1.05	1.10	1.10														
	令和 3年度 (実績)	令和 4年度 (実績)	令和 5年度 (実績)	令和 6年度 (見込)	令和 7年度 (見込)	令和 8年度 (見込)																								
増減率	0.76	0.84	1.02	1.05	1.10	1.10																								

			《租税特別措置により達成しようとする目標》 【事業所数】 単位：件 <table border="1"> <tr> <td></td><td>平成 28年 (実績)</td><td>令和 3年 (実績)</td><td>令和 8年 (見込)</td></tr> <tr> <td>件数</td><td>2,624</td><td>2,538</td><td>2,469</td></tr> </table> ※ 算定根拠については、別紙参照。 本特例措置は事業者による設備投資を促進することで半島における事業者の事業継続又は拡大に資するものであることから、半島地域の事業所数の維持・増加(《租税特別措置により達成しようとする目標》)に対して効果がある。例えば、総務省行政評価局による「租税特別措置等の効果検証手法の検討に関する報告書」(令和6年3月)においては、本特例措置が、「事業の継続又は拡大」や「雇用の維持又は創出」の前提となる、事業者の労働生産性や資本装備率について向上させる効果がある可能性が報告されているほか、実際に事業者の事業継続や拡大に効果を発揮している事例が複数見受けられるところ。 また、社会増減率(H25-R4)や労働生産性(H24-R3)の比較を市町村単位で行ったところ、過去本特例措置を適用した自治体とそうでない自治体では、適用のある自治体で、社会増減率及び労働生産性伸び率がともに向上していることが確認されている。令和7年度以降は、直近5年間(H28-R3)の事業所数の増減率が今後5年間(R3-R8)の増減率を上回ることを目標値として掲げるとともに、過去の知見を踏まえ、本特例措置を適用した自治体とそうでない自治体の社会増減率や労働生産性伸び率の比較を市町村単位で行い、本特例措置の目標に対する効果を事後的に検証することとする。また、半島地域における事業所数の維持・拡大を前提として雇用の維持・創出が実現し、ひいては社会減の抑制にもつながると考えられるため、《政策体系における政策目的に係る目標》の達成にも効果が見込まれる。例えば、本特例措置を適用した設備投資に伴い新規雇用を行った事例が複数見受けられるところである。今後も半島地域における良好な雇用機会の維持・創出を通じて、半島地域における就業者を維持することが必要であるため、本特例措置を引き続き実施することは必要である。		平成 28年 (実績)	令和 3年 (実績)	令和 8年 (見込)	件数	2,624	2,538	2,469
	平成 28年 (実績)	令和 3年 (実績)	令和 8年 (見込)								
件数	2,624	2,538	2,469								
		⑤ 税収減を是認する理由等	本特例措置による減収額 212 百万円(令和5年度)に対し、特例措置対象業者においては 27,128 百万円の設備投資が行われ、産業の振興に貢献し、これらに伴う売上増、所得増による税収増も発生していることから、税収減を是認するに足る効果はあると見込まれる。 ※ 設備投資額は、関係道府県に聞き取った結果の実績値								
11	相当性	① 租税特別措置等によるべき妥当性等	半島振興施策のうち、産業振興の一として民間事業者の事業立ち上げ期の支援を税制特例で行っているところである。 本特例措置は事業者による設備投資を促進しその労働生産性等を向上させることで事業の継続又は拡大に資するものであることから、半島地域の事業所数の維持・増加に対して効果がある。設備投資を行う民間事業者に対し直接に国費を給付することなしに事業の拡大・継続を支援する制度としての租税特別措置は、行政コストの面からも有効な手段であると考え。当措置が他の半島振興施策(道路整備等)と								

			役割分担の上で一体となって効果を発揮しつつあり、税制特例による支援を引き続き講じることが必要である。
		② 他の支援措置や義務付け等との役割分担	半島振興施策に係る予算措置には、半島振興広域連携促進事業（61 百万円（令和6年度当初、国費））がある。 当該事業は、半島地域の自立的発展に向けた地域間交流の促進、産業の振興、定住の促進を図るため、半島地域内の様々な主体が地域資源や特性を活かして実施する取組を道府県がパッケージ化し、一体的・広域的に推進するソフト施策に対する支援を行う事業である。 これに対し、本特例措置は、各種の事業の立ち上げや新規事業の展開に必要な設備投資を促進するものであり、予算措置と支援目的が異なることから、両者の間に代替性はない。 両施策が一体的に運用されることにより、例えば予算事業により新たな農業・漁業産品の商品開発が行われ、販路が新たに設けられた場合、その翌年には税制特例による設備投資が期待できるなど、相乗効果が生まれることが期待される。
		③ 地方公共団体が協力する相当性	本特例措置により、生活基盤の整備を行うとともに、製造業、農林水産物等販売業、旅館業、情報サービス業等の振興及び雇用の確保を図ることで、定住人口の減少傾向が改善されることが見込まれるため、地方公共団体が協力する相当性がある。
12	有識者の見解		—
13	前回の事前評価又は事後評価の実施時期		令和4年8月

半島地域における工業用機械等に係る割増償却制度
適用実績・適用見込みについて

○適用実績（割増償却）

	年度	R 3	R 4	R 5
	産業振興促進計画作成市町村数	54	54	54
	税率（％）	23. 2	23. 2	23. 2
計	適用件数（件）	107	87	88
	適用額（百万円）	1, 487	1, 379	801
	減収額（百万円）	345	320	186
うち 新規	適用件数（件）	17	5	17
	適用額（百万円）	90	50	109
	減収額（百万円）	21	12	25

※関係道府県に聞き取った結果及び聞き取った結果をもとに算出した値。確認書に基づき集計。

○適用見込み

	年度	R 6	R 7	R 8
	産業振興促進計画作成市町村数	54	54	54
	税率（％）	23. 2	23. 2	23. 2
計	適用件数（件）	73	70	65
	適用年次終了分（件）	29	15	15
	適用額（百万円）	664	637	591
	減収額（百万円）	154	148	137
うち 新規	適用件数（件）	14	12	10
	適用額（百万円）	127	109	91
	減収額（百万円）	29	25	21

※R 6～R 8年度の「適用件数」及び「適用額」は、R 5年度の適用実績について関係道府県に聞き取った結果等をもとに算出した見込値。（全域過疎地域該当市町村を除く）

○適用件数・適用額・減収額算出根拠

【新規】

・ R 6 年度見込み

＜適用件数＞

◎ R 5 年度新規適用件数に過年度の平均（相乗平均）増減率を乗じて算出

$$\{ 17 \times (-11.9 \div 100 + 1) \} \div 14$$

$$\{ R 5 年度新規適用件数 \times (R 1 年度から R 5 年度の新規適用件数の平均増減率 (\%) \div 100 + 1) \}$$

◎ R 1 年度から R 5 年度の新規適用件数の平均増減率 (\%) は以下の各年度前年比から算出 : -11.90

各年度の増減率に100を加え前年度比としてその総乗に、1を標本数で除した数でべき乗、

さらに100を差し引き平均増減率に変換

R 1 新規適用件数:35 (前年度32 → 増減率 : 9.4 (前年度比 : 109.4))

R 2 新規適用件数:14 (前年度35 → 増減率 : -60.0 (前年度比 : 40.0))

R 3 新規適用件数:17 (前年度14 → 増減率 : 21.4 (前年度比 : 121.4))

R 4 新規適用件数:5 (前年度17 → 増減率 : -70.6 (前年度比 : 29.4))

R 5 新規適用件数:17 (前年度5 → 増減率 : 240.0 (前年度比 : 340.0))

$$\{ ((9.4+100) \times (-60.0+100) \times (21.4+100) \times (-70.6+100) \times (240.0+100))^{(1/5)} \} - 100$$

(件数は関係道府県に聞き取った結果)

＜適用額＞

◎ R 5 年度適用実績から1件当たりの適用額を算出し、適用件数を乗じて算出

$$1 \text{ 件あたり適用額 : } 801 \text{ (百万円)} \div 88 = 9.10 \text{ (百万円)}$$

$$R 6 \text{ 年度適用見込額 } 9.10 \text{ (百万円)} \times 14 = 127 \text{ (百万円)}$$

$$1 \text{ 件あたり適用額 : } R 5 \text{ 年度適用額 (計)} \div \text{適用件数 (計)}$$

$$R 6 \text{ 年度適用見込額 : } 1 \text{ 件あたり適用額 (R 5)} \times R 6 \text{ 年度適用見込件数}$$

＜減収額＞

◎ R 6 年度適用見込額に税率を乗じて算出

$$* \text{ 減収額 : } \text{適用額 } 127 \text{ 百万円} \times \text{税率 (23.2\%)} = 29 \text{ 百万円}$$

・ R 7、R 8 年度見込み

＜適用件数・適用額・減収額＞

◎ R 6 年度と同様の算定式で算出する値になると見込む。

【計】

・ R 6 年度～R 8 年度見込み

＜適用件数＞

◎ 前年度実績（計）と当該年度見込（新規）との和から過年度の適用年次終了件数を引いて算出。

$$\text{過年度の適用年次終了件数 : } 3 \text{ 年度適用件数} \times \{ (100 + \text{平均 (相乗平均) 増減率}) \div 100 \}^{\text{残余年数}}$$

R 6 適用終了分

$$\rightarrow \text{令和元年度適用} \cdot \text{令和5年度分 : } 29 \text{ (実績値)}$$

R 7 適用終了分

$$\rightarrow \text{令和2年度適用} \cdot \text{令和5年度分 } 15 \times \{ (100 + R 2 \sim R 5 \text{ の平均増減率 } 2.3 \div 100) \} : 15$$

平均増減率は各年度の増減率に100を加え得た前年度比の総乗に、1を標本数で除した数でべき乗、100を差し引き算出

$$\{ (21.4+100) \times (0.0+100) \times (-11.8+100) \}^{(1/3)} - 100$$

R 8 適用終了分

$$\rightarrow \text{令和3年度適用} \cdot \text{令和5年度分 } 16 \times \{ (100 + R 3 \sim R 5 \text{ の平均増減率 } -3.0 \div 100) \}^2 : 15$$

平均増減率は各年度の増減率に100を加え得た前年度比の総乗に、1を標本数で除した数でべき乗、100を差し引き算出

$$\{ (-5.9+100) \times (0.0+100) \}^{(1/2)} - 100$$

＜適用額＞

◎ R 5 年度1件当たりの適用額に各年度適用件数を乗じて算出

$$\text{適用見込額 : } 1 \text{ 件あたり適用額 (R 5)} \times \text{各年度適用見込件数}$$

＜減収額＞

◎ 適用見込額に税率（23.2%）を乗じて算出

租税特別措置等に係る政策の事前評価書

1	政策評価の対象とした政策の名称		離島振興対策実施地域における工業用機械等に係る割増償却制度の延長
2	対象税目	① 政策評価の対象税目	法人税:義(国税8) 法人住民税:義、法人事業税:義(自動連動)
		② 上記以外の税目	所得税:外
3	要望区分等の別		【新設・拡充・延長】 【単独・主管・共管】
4	内容		《現行制度の概要》 離島振興対策実施地域として指定された地区のうち、離島振興法に基づき、都道府県が策定する離島振興計画に産業振興促進事項として定められた区域内の地区において、事業者が製造業、旅館業、農林水産物等販売業、情報サービス業等のために用いる設備を取得等し、供用した場合、割増償却を認めるもの。 割増償却期間:5年間 償却限度額:機械・装置 普通償却限度額の32% 建物・附属設備、構築物 普通償却限度額の48% 《要望の内容》 適用期限を2年間延長し、令和8年度末までとする。 《関係条項》 ・離島振興法第4条、第19条 (所得税)租税特別措置法第12条第4項柱書及び表第3号 租税特別措置法施行令第6条の3第14項第3号、第15項第3号、第22項、第23項及び第24項 租税特別措置法施行規則第5条の13第8項及び第9項 (法人税)租税特別措置法第45条第3項柱書及び表第3号 租税特別措置法施行令第28条の9第15項第3号、第16項第3号、第23項、第24項及び第25項 租税特別措置法施行規則第20条の16第8項及び第9項
5	担当部局		総務省地域力創造グループ地域振興室
6	評価実施時期及び分析対象期間		評価実施時期:令和6年8月 分析対象期間:令和3年度～令和8年度
7	創設年度及び改正経緯		平成6年度 創設(製造業のみ) 平成7年度 適用期限の2年延長 平成9年度 適用期限の2年延長 拡充(過疎に類する地区における旅館業を追加) 平成11年度 適用期限の2年延長 平成13年度 適用期限の2年延長 拡充(過疎に類する地区におけるソフトウェア業を追加) 平成15年度 適用期限の2年延長 拡充(農林水産物等販売業を追加) 除外(ソフトウェア業を除外) 平成17年度 適用期限の2年延長

			平成 19 年度 適用期限の2年延長 拡充(取得価格要件を 2,500 万円超から 2,000 万円超に引下げ) 平成 21 年度 適用期限の2年延長 平成 23 年度 適用期限の2年延長 拡充(情報サービス業を追加) 除外(農林水産物等販売業を除外) 平成 25 年度 割増償却への改組 拡充(農林水産物等販売業を追加) 拡充(取得価額要件を 2,000 万円超から 500 万円以上に引下げ(資本規模により異なる)) 拡充(旅館業の適用要件を過疎に類する地区から全離島地区に拡充) 平成 27 年度 適用期限の2年延長 平成 29 年度 適用期限の2年延長 令和元年度 適用期限の2年延長 令和3年度 適用期限の2年延長 (対象資産の取得価額が一定の金額以上であることとの要件における取得価額を法人税法等の規定による圧縮記帳の適用後の金額とする) 令和5年度 適用期限の2年延長 (「過疎地域の持続的発展のための支援に関する特別措置法」に基づく過疎税制適用地区を除外)
8	適用又は延長期間		2年間(令和7年度～令和8年度)
9	必要性等	① 政策目的及びその根拠	《租税特別措置等により実現しようとする政策目的》 離島は、我が国の領域、排他的経済水域等の保全、海洋資源の利用、多様な文化の継承、自然環境の保全、自然との触れ合いの場及び機会の提供、食料の安定的な供給等、我が国及び国民の利益の確保及び増進に重要な役割を担っている一方で、四方を海等で囲まれ、本土に比べて人の往来及び生活に必要な物資の輸送等に要する費用が多額となっており、また社会減による人口の流出・減少が長期にわたり継続し、かつ高齢化が進展するなど、他の地域に比して厳しい自然的社会的条件の下にある。 そのため、産業基盤及び生活環境等に関する地域格差を是正するとともに、離島等の地理的及び自然的特性を生かした創意工夫のある自立的発展を図ることにより、離島における人口の著しい減少の防止及び定住の促進を図る。
		② 政策体系における政策目的の位置付け	《政策目的の根拠》 ○離島振興法(昭和 27 年法律第 72 号)第 19 条 租税特別措置法等の定めるところにより、離島振興対策実施地域の振興に必要な税制上の措置その他の措置を講ずるものとする。 ○経済財政運営と改革の基本方針 2024 第2章5(3) (令和6年6月 21 日閣議決定) (個性をいかした地域づくりと関係人口の拡大) 過疎地域や半島、離島、奄美、小笠原、豪雪地帯等の条件不利地域対策に取り組む。 令和7年度概算要求における政策体系図 【基本計画(令和5年3月策定)】 II. 地方行財政 2. 地域振興(地域力創造)

		③ 達成目標及びその実現による寄与 《政策体系における政策目的に係る目標》 ○離島振興対策実施地域の人口減少傾向を改善する 離島振興対策実施地域の人口 令和4年度:333千人 → 令和8年度:目標値 303 千人→令和14年度:目標値 263 千人 平成25年度～令和4年度の離島振興対策実施地域の人口減少率に全国の人口傾向を加味して算出した令和14年度末(現在の離島振興法の法期限)の当該地域の人口推計値は263千人である。そのため、人口減少を最小限度に阻止するという観点から、目標値をその値以上とする。 《租税特別措置等により達成しようとする目標》 ○離島振興対策実施地域における事業者の事業継続又は拡大を図る。 本税制の対象である離島振興対策実施地域における事業所数 令和3年度:858件 → 令和8年度目標値:780件以上 事業所数の今後5年間の増減率が直近5年間の増減率を上回ることを目標とする。 ※ 離島振興法においては「居住する者のない離島の増加及び離島における人口の著しい減少の防止並びに離島における定住の促進」を目的としていることから、これまで本特例措置の目標を「離島振興対策実施地域の人口減少傾向の改善」としてきたところ、昨年度半島税制について実施された「租特の効果検証に係る調査事業」において、同税制が「設備投資額」や「資本装備率(＝有形固定資産／労働力)」の向上に対して効果がある可能性が示唆されており、設備投資の増加により「事業の継続・拡大」に寄与するとともに、「雇用の創出」に繋がり、最終的な施策のインパクトとして、人口流出の抑制が期待されるというロジックモデルが提示された。 半島税制と同様のスキームである離島税制においても、設備投資等に対して同様の効果があると考えられることから、本特例措置の活用により離島地域での投資が促進され、離島における事業の継続・拡大に寄与するという効果を客観的に計測できる指標として、「事業所数」を新たな効果指標として設定した。 《政策目的に対する租税特別措置等の達成目標実現による寄与》 本特例措置は、離島の基幹産業であり離島振興において特に重要な業種を対象に設備投資を促進できるよう措置されたものである。本特例措置の積極的な活用を促すことで、地域内外からの投資の活発化により事業者の事業継続又は事業拡大が図られ、離島における就業機会の確保・人口減少傾向の改善に貢献することが見込まれている。														
10	有効性等	① 適用数 ○適用件数 (単位:件) <table><tr><td>年度</td><td>R3</td><td>R4</td><td>R5</td><td>R6 (見込)</td><td>R7 (見込)</td><td>R8 (見込)</td></tr><tr><td>適用件数</td><td>32</td><td>31</td><td>27</td><td>16</td><td>14</td><td>10</td></tr></table> (注)1 R3～R5年度は、関係都道府県への調査での確認書をもとに件数を算出。 2 R6～R8年度の適用数は、R元～5年度の適用数の実績値を元に試算した見込値となる。	年度	R3	R4	R5	R6 (見込)	R7 (見込)	R8 (見込)	適用件数	32	31	27	16	14	10
年度	R3	R4	R5	R6 (見込)	R7 (見込)	R8 (見込)										
適用件数	32	31	27	16	14	10										

		※算定根拠については別紙参照。 ※法人税、法人事業税及び法人住民税については同一件数。 ※租特透明化法に基づく財務省の「租税特別措置の適用実態調査の結果に関する報告書」における適用件数は、同一主体が資産を複数回にわたって購入した場合でも1件として扱われてしまう。政策の効果をより適切に把握するためには、主体が同一であっても複数件として扱うべきであるため、関係都道県に聞き取った結果の実績値を用いている。																												
②	適用額	○適用額 (単位:百万円) <table><tr><td>年度</td><td>R3</td><td>R4</td><td>R5</td><td>R6 (見込)</td><td>R7 (見込)</td><td>R8 (見込)</td></tr><tr><td>適用額</td><td>57</td><td>46</td><td>38</td><td>14</td><td>12</td><td>13</td></tr></table> (注)1 R3～R5年度は、関係都道県へ行った調査での確認書に記載されている取得価額をもとに算出。 適用額は本確認書に記載された取得価額をもとに普通償却額を算出。なお、計算式は以下のとおり。 当初残存価額×償却率＝普通償却額 普通償却額×割増償却率＝割増償却額 2 R6～8年度の適用額はR元～5年度の適用額の実績値を元に試算した見込み値となる。 ※算定根拠については別紙参照。 ※租特透明化法に基づく財務省の「租税特別措置の適用実態調査の結果に関する報告書」における適用件数は、同一主体が資産を複数回にわたって購入した場合でも1件として扱われてしまう。政策の効果をより適切に把握するためには、主体が同一であっても複数件として扱うべきであるため、関係都道県に聞き取った結果の実績値を用いている。	年度	R3	R4	R5	R6 (見込)	R7 (見込)	R8 (見込)	適用額	57	46	38	14	12	13														
年度	R3	R4	R5	R6 (見込)	R7 (見込)	R8 (見込)																								
適用額	57	46	38	14	12	13																								
③	減収額	○減収額 (単位:百万円) <table><tr><td>年度</td><td>R3</td><td>R4</td><td>R5</td><td>R6 (見込)</td><td>R7 (見込)</td><td>R8 (見込)</td></tr><tr><td>法人税</td><td>13</td><td>11</td><td>9</td><td>2.8</td><td>2.6</td><td>2.6</td></tr><tr><td>法人住民税</td><td>0.9</td><td>0.8</td><td>0.6</td><td>0.2</td><td>0.2</td><td>0.2</td></tr><tr><td>法人事業税</td><td>9</td><td>7</td><td>6</td><td>2</td><td>2</td><td>2</td></tr></table> (注)1 上記の適用額各年度の法人税率を乗算して算出した。 適用額は確認書に記載された取得価額をもとに普通償却額を算出し、その数値に割増償却率を乗算し、税率を乗算した上で減収額を算出した。なお、計算式は以下のとおり。 当初残存価額×償却率＝普通償却額 普通償却額×割増償却率＝割増償却額 割増償却額×税率(各年度の数値)＝減収額 2 計算式は以下のとおり。 適用額×法人税率(23.2%) ※算定根拠については別紙参照。 ※法人住民税及び法人事業税は要望事項ではないが、本租税特別措置に伴う連動分の減収額を以下のとおり算出した。なお、県民税	年度	R3	R4	R5	R6 (見込)	R7 (見込)	R8 (見込)	法人税	13	11	9	2.8	2.6	2.6	法人住民税	0.9	0.8	0.6	0.2	0.2	0.2	法人事業税	9	7	6	2	2	2
年度	R3	R4	R5	R6 (見込)	R7 (見込)	R8 (見込)																								
法人税	13	11	9	2.8	2.6	2.6																								
法人住民税	0.9	0.8	0.6	0.2	0.2	0.2																								
法人事業税	9	7	6	2	2	2																								

		率、市町村民税率及び法人事業税率は離島税制を活用した県及び市町村の税率を用いて、計算した。以下は一例。 減収額×1.0%(法人県民税率)=法人県民税減収額 減収額×6.0%(法人市町村税率)=法人市町村民税減収額 普通償却額×7.0%(都道府県の法人税率)=法人事業税 【法人住民税】 減収額＝法人県民税減収額＋法人市町村民税減収額 法人県民税減収額＝法人減収額×県民税率（1.0%） 法人市町村民税減収額＝法人税減収額×市町村民税率（6.0%） 【法人事業税】 減収額＝普通償却額×法人事業税率（7.0%） ※租特透明化法に基づく財務省の「租税特別措置の適用実態調査の結果に関する報告書」における適用件数は、同一主体が資産を複数回にわたって購入した場合でも1件として扱われてしまう。政策の効果をより適切に把握するためには、主体が同一であっても複数件として扱うべきであるため、関係都道県に聞き取った結果の実績値を用いている。																				
④	効果	《政策目的の達成状況及び達成目標の実現状況》 ○政策目的の達成状況 （離島振興対策実施地域の人口） （単位：千人） <table><tr><td>年</td><td>R3</td><td>R4</td><td>R5</td><td>R8 （見込）</td><td>R14 （見込）</td></tr><tr><td>人口</td><td>340</td><td>333</td><td>325</td><td>303</td><td>263</td></tr></table> （注）1 R3～R5年は住民基本台帳に基づく住民登録人口。 2 R6～R14年の算定根拠：H25年～R4年の離島振興対策実施地域の人口減少率は0.98%。R4年の人口333千人に、離島地域の人口減少率及びR5～R14年の全国の人口減少率0.98%を乗じて算出。 （離島振興対策実施地域における事業所数） <table><tr><td>年度</td><td>H28</td><td>R3</td><td>R8（見込）</td></tr><tr><td>事業所数</td><td>1321</td><td>990</td><td>742</td></tr></table> （注）H28及びR3は「経済センサス-活動調査」より、本特例措置の適用対象であった離島振興対策実施地域の事業所数を抜粋したもの（R4まで本特例措置の適用対象であった過疎地域における事業用設備に係る割増償却の対象地域事業所数を含めた数値）。R8はH28からR3の増減率（-7.7%）にR3の数値を乗じて算出。 ○達成目標の実現状況 令和5年度の総人口は325千人であり、当初の目標値である令和6年度321千人を上回っているが、令和3～5年度の人口減少率は過去10年間よりも高くなっており、同様のペースで人口減少が進んだ場合、令和6年度の目標値を達成できない可能性が高い。この人口減少の加速は、コロナ禍前の社会減の逡増傾向に戻りつつあることが原因と考えられる。令和14年度末の人口を263千人以上とする目標の達成に向け、社会減の一層の抑止が必要であり、就業機会の確保に寄与する本特例措置を引き続き適用することが必要である。	年	R3	R4	R5	R8 （見込）	R14 （見込）	人口	340	333	325	303	263	年度	H28	R3	R8（見込）	事業所数	1321	990	742
年	R3	R4	R5	R8 （見込）	R14 （見込）																	
人口	340	333	325	303	263																	
年度	H28	R3	R8（見込）																			
事業所数	1321	990	742																			

			《達成目標に対する租税特別措置等の直接的効果》 本特例措置は事業者による設備投資を促進することで離島における事業者の事業継続又は拡大に資するものであることから、離島地域の事業所数の維持・増加に対して効果が見込まれる。 また、事業所数の維持・増加により新規雇用者の増加及び雇用維持効果が見込まれる。結果として、離島における社会減の抑制につながり、離島地域の総人口の減少抑制に寄与が見込まれる。 実際に本特例措置を活用した、事業者に行った聞き取り調査では、本特例措置の存在が後押しとなって事業拡大を行った結果、当該離島の生産年齢人口の約2割に相当する雇用を生み出した事例も見られており、これは本特例措置がなければ実現しなかった事業拡大である。本特例措置により離島における雇用が創出され人口減の抑止に一定の寄与があったことを都道府県を通じて実施したアンケート調査等によって確認できた。また税制適用があった離島は税制適用がなかった 周辺の離島と比べても人口減少率が抑えられている。
		⑤ 税収減を是認する理由等	離島振興対策実施地域は、四方を海等に囲まれ、社会減による人口の流出・減少が長期にわたり継続し、かつ高齢化が急速に進展する等、他の地域に比して厳しい自然的社会的条件の下にある。 こうした状況において、当該制度が対象地域内の離島における中小企業等の設備投資の際に活用されることで、新たな雇用が創出され、産業の振興に貢献し、人口減少の抑制にも寄与しているため、税収減を是認するに足る効果があると見込まれる。
11	相当性	① 租税特別措置等によるべき妥当性等	離島振興施策の産業振興施策では、民間事業者の事業立ち上げ期の支援を税制特例で行っているところである。 定住促進のために離島における雇用の場を確保するためには、事業者の事業活動の維持・拡大を図り、事業所数を維持・増加させることが必要であり、民間事業者に事業活動の維持・拡大に必要な設備投資を直接に促す施策は当税制の他には存在しない。設備投資を行う民間事業者に対し直接に国費を給付することなしに事業の拡大・継続を支援する制度としての租税特別措置は、行政コストの面からも有効な手段であると考え。当措置が他の離島振興施策と役割分担の上で一体となって効果を発揮しつつあり、税制特例による支援を引き続き講じることが必要である。
		② 他の支援措置や義務付け等との役割分担	離島振興策の他の支援措置としては、公共事業の一括計上や離島活性化交付金等による支援を行っているが、これらは主に行政に対する支援であり、事業活動のための素地を整備するものである。これら他の支援措置では民間事業者の事業拡大に対する支援は実施しておらず、民間事業者の資金繰りに係る負担を直接的に軽減することで設備投資を促進し、雇用を創出する本特例措置との明確な役割分担がなされている。 また、特例措置の対象は全業種としているものではなく、離島地域の産業を振興し雇用の創出を図ることにより人口の社会減を抑制するため、特に有効と思われる、製造業、旅館業、農林水産物等販売業及び情報サービス業等の4業種に重点化しており、離島の地域特性を踏まえた必要最小限の特例措置である。 なお、本特例措置の対象地域の一部が重複していた過疎法に基づ

			く同様の特例措置について、令和5年度税制改正において本特例措置の対象から過疎税制適用地域を除外することにより、重複を解消したところである。
		③ 地方公共団体が協力する相当性	本特例措置により、産業基盤及び生活環境等に関する地域格差を是正するとともに、離島等の地理的及び自然的特性を生かした創意工夫のある自立的発展を図ることで、離島における人口の著しい減少の防止及び離島における定住の促進が改善されることが見込まれるため、地方公共団体が協力する相当性がある。
12	有識者の見解		—
13	前回の事前評価又は事後評価の実施時期		令和4年8月

離島振興対策実施地域における工業用機械等に係る割増償却制度
適用実績・適用見込みについて

○適用実績

	年度	R3	R4	R5
	産業の振興に関する計画策定市町村数	108	108	108
	法人税率（％）	23.2	23.2	23.2
新	適用件数（件）	6	4	0
	適用額（百万円）	3	3	0
規	減収額（百万円）	1	1	0
継	適用件数（件）	26	27	27
	適用額（百万円）	54	43	38
続	減収額（百万円）	12	10	9
計	適用件数（件）	32	31	27
	適用額（百万円）	57	46	38
	減収額（百万円）	13	11	9

※「適用件数」及び「適用額」は都道県へ行った調査の確認書に基づき算出した。

※各年度の「減収額」は「適用額」に各年度の法人税率を乗じて算出した。

○適用見込み

	年度	R6	R7	R8
	産業の振興に関する計画策定市町村数	108	108	108
	法人税率（％）	23.2	23.2	23.2
新	適用件数（件）	2	2	2
	適用額（百万円）	4	4	4
規	減収額（百万円）	0.8	0.6	0.6
継	適用件数（件）	14	12	8
	適用額（百万円）	10	8	9
続	減収額（百万円）	2	2	2
計	適用件数（件）	16	14	10
	適用額（百万円）	14	12	13
	減収額（百万円）	2.8	2.6	2.6

※令和6年度の「適用件数」及び「適用額」は都道県へ行った調査の見込みをもとに算出した見込値。それをもとに令和7、8年度の「適用件数」及び「適用額」の見込値を算出した。

○算出根拠

・令和6年度見込み（令和5年度までの関係都道府県調査結果から算出）

＜適用件数＞適用見込件数 16件（R6年度適用見込件数＝新規①＋継続②）

（算出根拠） 【新規適用件数】2件（①）

①令和1年から令和5年の新規投設備投資の平均件数：9件/5年＝2件

【継続適用件数】14件（②）

②当該年度の前年度以前から引き続き適用がある見込件数

＜適用額＞適用見込額 15百万円（R4年度適用見込額＝新規①＋継続②） 見込件数で上がった数値をもとに算出

（算出根拠） 【新規適用見込額】4百万円（①）

①「（業種・設備投資別）令和1年から令和5年の新規投設備投資の平均取得額」＊「耐用年数ごとの償却率」＊「設備投資別の割増償却率」＊「件数」＝適用額

業種	設備投資 種別	平均取得額 （百万円）	償却率	割増償却率	適用額 （百万円）	件数	適用額合計 （百万円）
製造	建物・付属設備	100	0.033	0.48	1.6	0.4	0.7
製造	構築物	75	0.033	0.48	1.2	0.7	0.8
製造	機械・装置	26	0.2	0.32	1.7	0.2	0.4
旅館	建物・付属設備	157	0.033	0.48	2.5	0.2	0.6
旅館	構築物	27	0.033	0.48	0.4	0.2	0.1
旅館	機械・装置	91	0.2	0.32	5.8	0.2	1.3
合計		—	—	—	—	—	4

【継続適用見込額】10百万円（②）

②当該年度の前年度以前から引き続き適用がある見込額

＜減収額＞適用見込額に法人税率（23.2％）を乗じたもの。

＜計＞

当該年度の新規（初年）見込件数（額）と継続（2年目以降）見込件数（額）を合算したもの。

・令和7、8年度見込み

【新規】

＜適用件数＞令和6年度の見込件数並みとした。

＜適用額＞令和6年度の適用見込額並みとした。

＜減収額＞適用見込額に法人税率（23.2％）を乗じたもの。

【継続】

＜適用件数＞当該年度の前年度以前から引き続き適用がある見込件数。

＜適用額＞当該年度の前年度以前から引き続き適用がある見込額。

＜減収額＞適用見込額に法人税率（23.2％）を乗じたもの。

【計】

当該年度の新規（初年）見込件数（額）と継続（2年目以降）見込件数（額）を合算したもの。